

# 『河海抄』の作られ方

——『職原抄』引用から見える問題を中心に——

相 田 満

要 旨 「やまともろこし、儒仏のもろくの書どもを、ひろく考へいだして、何事もをさくのこれるくまなく、解あきらめられたり」（本居宣長『源氏物語玉の小櫛』）とまで評された『河海抄』（四辻善成・撰）は、その博引傍証的性格から、中世以前の学問体系をうかがう資料としても貴重だが、そこに遍在する『職原抄』引用部の分析・調査を行ったところ、『職原抄』の一部分がほぼ重複もなく再構成されるという結果を得た。このことは、『河海抄』の編纂者が、『職原抄』を熟知した上で、『河海抄』編集にその知識を反映させていたことを物語る。また、その引用箇所が『職原抄』の一部分に集中していることから、『河海抄』に取込んだ記事の選別・非選別の基準や意図を、そこから読みとることも可能といえよう。そして、同様の分析手法を重ねるならば、『河海抄』の知識源泉の解明に道を開くのみならず、他の注釈書や類聚編纂物についても、その応用が可能であると予想する。



## 第一章 前言——『河海抄』の編纂手法の分析のために——

『源氏物語』の初期の研究を批判的に総合した『河海抄』は、注釈史上画期的な大著との評価を受け、「ちうさくは河海抄ぞ第一のものなる」(本居宣長『源氏物語玉の小櫛』)という言のごとく、後世の注釈に規範的影響力を与えた。また、『万葉集仙覚抄』・『釈日本紀』とともに、いつしか中世三大注釈との呼称も行われている。さらには、本書の利用価値の一つに、注釈書としてのほか、その豊富な引用書・引用文があることも、多く論じられる所である。ただし、佚書も多く、現存本とあわない異文も見られ、本書の引用のごとくを信ずるわけには行かない。それが当時通行のテキストによるものか、または著者の引き間違い、あるいは恣意的な改変によるものか、慎重な検討を要することもまた確かである。

ゼンたい『河海抄』の現存伝本には、善本はないともいわれる。それは、その成立事情にも由来する。

四辻善成が、貞治(一二三六—二六八)の初め頃、將軍義詮より命じられて『河海抄』を撰上したのは、著者三十歳の終わり近くのこと。その成立後四十年の生存期間中、儀同三司(准大臣)であった著者六十歳の時期にも「覆勘」を加えたことが知られる。しかし、それ以前にも、著者による増補や再考三考の加えられた、「覆勘本」に対する中途の本という呼称に由来する「中書本」があつたことが、諸本の奥書などから知られ、現存の伝写本はこれらが混在したものとなっている。<sup>(1)</sup>

「中書」「覆勘」という呼称の別は、初撰・再撰と対応して考えられがちである。しかし、必ずしもそうでないことは、たとえば島崎健氏に、佚書『李部王記』を引く注文が、「中書」「覆勘」あるいは取り合せ本のそれぞれについて

て、奥書・識語などから類推される成立過程には合わない不規則な出現状況を呈しており、「いわゆる准拠の注の端的な一例にも数え得る―従つて或る意味では河海抄を代表し得るであろう―李記の注は、実は後人の書き入れであった」という報告の指摘する所である。

『李部王記』の例を引くまでもなく、注釈書というテキストは、その注釈書に対応する別の本文テキスト、あるいは別種のサブテキストなどと複数組合さつての利用がなされるだけでなく、注釈書自体が独立して読まれることもあつたりと、多様な読み方がされるものである。その記述される手法も、断片的事項の集合体、言換えれば、非線形的で、全体を統御する論理は、多くはその対象とするテキスト、あるいはその目的とする学問体系に依つていた。そのため、辞書的にも百科辞典的にも利用されることもあり、比較的容易に批正・増補を加えられ得る素地を宿命的に抱えていた。<sup>(3)</sup>しかも、それが膨大な規模を持つ類聚編纂物の形態を持ったものであればなおさらのことである。『河海抄』についても、現在は、改変・増補などの行為が容認され得る学識、あるいはその階層の享受者の手を経た段階の諸本が流布しているのである。

現状がそのようなものであれば、『河海抄』を汎『河海抄』として理解するための視点が、つまり、古典注釈学全体を視野に入れた『河海抄』そのものの注釈論理を導き出す必要もあるのではなからうか。そのためには、初期形態の復元という問題よりも、『李部王記』の例に見られるように、たとえ後人の増補が入ろうとも、全体的には齟齬を来すことのなかった、あるいは、後代にはそれが『河海抄』の姿として享受され続けた、『河海抄』的注釈論理や手法は、何を目指したかということを求めることも肝要である。

近年、「知的総体（あるいは大系）の解明」という、より巨視的な視点で、注釈世界・学問世界を横断的に分析することの必要性が唱えられている。稿者は、その観点の基に『河海抄』という、中世的学問世界の一時期において、

また、『源氏物語』という学芸の産物における一分野で枢要な意味を持つ知的生成物を位置づけ、意味づけることに努めたいが、このことは、今後ますます求められることではあるまいか。

島崎氏が『河海抄』について試みた分析方法は、その全編から、特定の引用書についての出現箇所を分析するものであった。しかし、それは、『李部王記』という佚書であったため、それを現在のテキストと対照させる手段を持たない。そのため、それ以上は具体的な引用過程をたどることができないということがいかにも惜しまれる。

同様に、特定の引用書についての出現を分析したものについて、西宮一民氏の『日本書紀』引用に関する調査・報告（ただし、この場合は「古訓」ではなく、歴史的記事についてのもの）がある。<sup>4</sup>氏は、『河海抄』所引日本紀において、「日本紀云」と明示したものは、すべて日本書紀に文辞が存在するが、なほ異同が大小さまざまあり、それらほとんどすべて先蹤注釈書や他文献引用からの（孫引き）であることが言へるのであって、大胆に書紀直接引用と見られるのは精々一例に限られるといふこと自体になほ問題を残すとすれば、書記原典を見たと断ずるにはかなり慎重な考慮が必要か」と述べられる。そしてまた、「このような現象は、結果的には日本書紀の受容といふ点では変わりなく、その受容の拡大といふ点では大きな役割を果してゐると言ふべき」と結論づけられている。さらに、その間接引用の媒介として確実性の高いものに、『帝王編年記』『年中行事秘抄』『職原抄』『政事要略』などの書名をあげている。今にして思えば、現在術語として定着を見せた観のある「中世日本紀」の様相と概念を先駆的に示した論考であった。

ほかに、『河海抄』の記述を逐条的に出典レベルから詳細に分析する研究が、現在、徳満澄雄氏と枋尾武氏<sup>5</sup>により進められている。徳満氏は、全条の全注釈を試み、枋尾氏は漢籍引用部を中心とした出典分析に取組む。底本には、中書本の典型として天理図書館蔵本の伝一条兼良筆本を使用するが、いずれも現段階では「桐壺」や「帚木」などの

始めの部分の分析が進行している状態で、研究の完結が蜀望されるものの、それには相当の時間がかかりそうである。

本稿も『河海抄』の注釈引用の方法・手法の分析を試みるものである。ただし、島崎氏の採った手法とは異なり、『河海抄』中より、特色ある典拠（作品等）要素を摘出し、それぞれの要素の分析を行う方法により分析を試みたい。

対象とする作品は『職原抄』（北畠親房）という、流布本の形成過程に若干の不明部分を残すものの、その原態がほぼ判明しつつある典籍である。このような典籍を使用すれば、個々の引用文の性格の特徴を把握した上で、より精密な分析が可能となろう。特に、『河海抄』の成立経緯が不明確な現状を鑑みれば、注釈典拠の記述と、引用される記述から、それぞれ特徴ある要素を切り出し、その特徴を指標として、『河海抄』生成の各段階の腑分けを行うことも、将来的には可能になるのではあるまいか。もとより、『河海抄』の膨大な注釈世界を穿つには、微々たるサンプル数である。しかしながら、上記のことを念頭に置きながら、その分析の蓄積を重ねることは、あながち無意味ではあるまい。

## 第二章 『河海抄』に現れる『職原抄』

### 第一節 対校に使用した資料とその特徴

結論的な事から言えば、『河海抄』に遍在する『職原抄』の引用部を再構成すると、『職原抄』の連続する記述が一部分に集中し、しかもほとんど重複しないという現れ方をする。このことは、『河海抄』の編纂者が、『職原抄』を熟知した上で、『河海抄』編集にその知識を反映させていたことを物語る。また、『河海抄』撰者が、どうしてその記事を採ったか、あるいは採らなかつたかという、選別・非選別の基準と意図を、そこから読みとることも可能となるの

である。そこで、本稿では、『河海抄』に現れる『職原抄』引用記事を分析するにあたり、『河海抄』全条から、『職原抄』と共通する記述を抽出し、両書の記載の対照・分析が可能となるような一覧表を作成した。別掲〔資料一〕は、『職原抄』の記載順に配列し直してそれを示したものの、〔資料二〕は、それを『河海抄』記載順に改めて並べ、性格の異なる諸本と対照して適宜校異を示したものである。

また、両書の比較の便宜を図るために、本文の揭示に番号を振るなどの便宜を加えた。なお、『職原抄』については、その諸本の系統が比較対照できるような配慮を加えた校訂本を作成して示すことにした。そこで、その凡例の説明とあわせて、各資料の特徴について略述したい。

### 第一項 『職原抄』

今でこそ北畠親房（正応六〜正平九）<sup>一二九三 一三五四</sup>の名著はというと、『神皇正統記』の名が挙げられるが、皇国史観が世の中を席卷する以前の近世期までは、『職原抄』の方が、むしろ著名であった。

『神皇正統記』初稿本成立から約半年後の延元五年（北朝・暦応三年）<sup>一三四〇</sup>二月に成立した『職原抄』は、官職体系の一覧・梗概書と言えるもので、神祇官・太政官・令外官の各官衙ごとに所属する職員を列挙し、そのおのおのに相当する位階・唐名を注したものである。さらに加えて、各官の来歴や職掌・定員なども記されるが、任官の慣例や、任用されるべき家格や譜代については、ことさらにそのありようを強調した表現となっている。

永正丁卯（四年）二月八日の巻末記載の紀年を有する『旅宿問答』（統群書類従三〇上所収）に、

是八仁王九十五代後醍醐御門ノ御時。北畠大納言一品親房職原抄ヲ製作メ。官位ヲ沙汰シ給ヒ候。是ト申モ非レ無レ拠。於異朝周礼・月礼等ヲ為本官位二六卿ヲ被立候。其六卿ト申ハ。春官。夏官。秋官。冬官。

天官。地官也。サテ本朝ニハ律令<sup>六卷</sup>格式<sup>六卷</sup>為<sup>レ</sup>本。八省百官ノ被<sup>レ</sup>立候。(191頁)

とあるように、「職原抄」は、「官位の沙汰」を目的に作られたが、「周礼」「礼記」などを下敷として、日本の律令格式に照らし合せた考証を行うことにより、「官位の沙汰」を行うべき理論を再構築したものであった。このように、本書は単なる官職の注釈書にとどまらず、親房が自身の政治理念を、官職体系と歴史観を具体的に示し、それに仮託して表明したものであった。

『職原抄』の写本の書写系列については、大別して、『職原抄』が世に出るきっかけとなった<sup>わきま</sup>頭統本と、一条兼良の手を経て流布本の基となった<sup>のりとも</sup>教具本の二系統があったことが近世注釈家たちにより言われており、このことは、近年の研究によっても補証されている。

頭統本は、親房の甥にあたる北畠<sup>あきむね</sup>頭統が<sup>一三四七</sup>正平二年(貞和三年)に書写したことを記す<sup>(7)</sup>奥書を持つもので、この系統の本が関東を中心に広く流布し、書写・注釈・講義が行われた。関東においては、『職原抄』に対して、<sup>(8)</sup>聖典・規範的意識でもって書写・講習が行われ、その結果、より古態を保った本文が伝えられている。その注釈学で最古態を残すものに、安保流という注釈の一流があった。これは、安保氏泰という、おもに文明年間(一四六九〜八七)を中心に、古河公方足利成氏のブレイン的存在であったと考えられる人物にかかる系統である。足利学校においては、その後<sup>(9)</sup>に生れた富田流とが兼習されていたようだが、宗祇や東常縁とも歌道の交流があり、『御成敗式目』においても安保殿流という学派が存在していた。

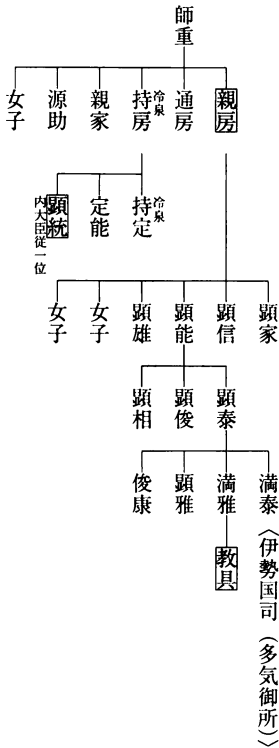
頭統本と別系統の写本に教具本がある。これは、將軍義教から偏諱を賜り、伊勢国司家を起した、親房直系の子孫、北畠<sup>あきむね</sup>教具(応永三十年)〜<sup>一四七三</sup>文明三年)所持の本をもとに<sup>(10)</sup>一条兼良が<sup>(11)</sup>増補・跋文を付加したと言われる系統で、畿内を<sup>(11)</sup>基盤として流布した。慶長勅版をはじめとする流布本はすべてこの系統の流れを汲む。教具と兼良との交友は親密だっ



たことはよく知られている。たとえば、文明二年、教具の企画により、宗祇を多氣に迎えて興行された二百五十番五百韻の連歌合「北畠家連歌合」は、当時応仁の乱を避けて奈良に下っていた兼良に判詞と跋文を請うて出来たものである。内閣文庫蔵甘露寺篤長筆写本にある記載によれば、兼良が教具本を書写したのは、文明三年六月中旬のことなので、兼良が教具死去の三ヶ月のちに教具本「職原抄」に手を加えたことになる。加地宏江氏は、兼良本を成立せしめた意図として、当代の知識人として、有職故実への関心があつたことのほかに、教具に対する兼良の追悼の念を語るものではないかと述べられるが、十分に考えられることである。<sup>(13)</sup>

教具本系は、一条兼良・清原宣賢など、当代一流の知識人を中心に転写が重ねられた。彼らはただ転写するだけでは満足を得られず、意味不明の個所については学識に基づく推測的判断により本文改訂を施して、文意をただしたり、本文の合理化を試みたり、さらには増補も行っている。そのため、教具本の原姿を求めることは難しくなっており、兼良により改変されたという諸本から、その面影をたどるしかないというのが現状となっている。これは、「職原抄」

【図①】北畠親房関係系図



が、公家社会においては官職故実の幼学・実用書・類書として機能したことによる。後代、流布本公刊の際に、中原職忠が、大幅な増補・本文改訂を行い、近世有職学者達の批判を受けたのも、こうした意識により行われたさかしらのなせる業であった。

対校用の本文を揭示するにあたり、私に他本も参観した上で、白山芳太郎氏の校訂本（『職原鈔の基礎的研究』所収）<sup>(14)</sup>を用いることとした。氏の校訂本は、成立当初の面影を存すると考えられる北畠顕統本（旧梅沢記念館本）を底本として、『職原抄』の原型への復元を試みたものである。そのため、流布本の基となった一条兼良加筆・増補本の祖本である北畠教具奥書系統との校異も記されており、教具本系本文を推定するのにも有効なものとなっている。本稿では、論述の都合上、顕統本と教具本とのアクセントを逆転させ、教具本系統の独自異文と思しき表記の方を（ ）でくくって示して主文に採り、顕統本の表記は（ ）内にて併記する表示方法に改めた。これは、後にもふれるが、『河海抄』所引の『職原抄』が、細かな文辞において教具本系に近い表記を持っていたことによる。なお、表に掲示される番号は、白山校訂本に振られた番号である。本稿ではそれを更に細分化して、子番号①②……を新たに付加している。

ところで、『職原抄』の本文引用に際して、現在でも一部には群書類従本を使用する向きもあるが、これについては、すでに加地・白山<sup>(15)</sup>両氏の指摘もあるように、同書が追証不明の底本により原態を復元したとあるにも関わらず、教具本系において一条兼良後補の可能性の高い「准大臣篇」が加えられ、さらには顕統本系の特徴である「冠位十八階」説を記す本文に触れずに教具本系の「冠位十二階」説のみを採るなど、本稿の目的のひとつである「職原抄」本文両系統の判別指標とするには不向きなため、採らなかつた。

## 第二項 『河海抄』

前章においてすでにふれたこともあるので、ここでは凡例的事項のみに限って述べる。

善本はないといわれる『河海抄』の現存伝本は約六十部にのぼるとい<sup>(17)</sup>。現在通行の資料では、現存中書本最古写本の一つと目される伝一条兼良筆本が天理善本叢書に影印で収められるほか、翻刻については、数種の伝本から校訂本文を作り上げた最初の活字翻刻である国文注釈全書本<sup>(19)</sup>（一九〇八・六初版、復刻本あり）と、角川書店版<sup>(20)</sup>がある。翻刻本の底本に宛てられたものの内、角川書店版の方が、比較的広本となっており、伝本中で他本の助けを要せずに通じうる天理図書館蔵文禄本を翻刻して、他本<sup>(21)</sup>による校訂が施されている。

影印が公刊されている伝一条兼良筆本は、出自・伝来ともに古態を残す面があるとはいえ、もとより「撰者中書本」そのものではない<sup>(22)</sup>。そこで、本稿で対照作業を試みるに際しては、広本的性格を有する角川書店版を用いた。また、同書作成時に比較された対校部を別に示し、さらに伝一条兼良筆本と、取り合わせ本である無窮会神習文庫藏本（寛永十八年中原職忠・写）を以て校異を示すことにより、今後さらなる諸本校合を進めて、諸伝本の奥書に見える「中書本」「覆勘本」の成立過程の姿を明らかにする一助となるよう配慮した。ちなみに、一条兼良（伝ではあるが）および中原職忠ともに、「職原抄」注釈・伝本に大きな役割を果たした人物ではあるが、両写本ともそれに言及したことさらに書き込み等は見られなかった。

## 第二節 『河海抄』に現れた『職原抄』との共通箇所

### 第一項 「以上親房卿記」という書名

『河海抄』に『職原抄』という書名は現れないが、それが引かれることを推測させる根拠は、『河海抄』巻一第一桐壺「右大臣の女御はよせをもく」の条最後<sup>[21]</sup>に示される「以上親房卿記」という記載である。

『職原抄』の書名は、後人の命名によるものといわれ、本書の原題は明らかでない。また、冒頭句から採って「百官」「百官抄」とするものや「官位抄」などと表記されたものも少なくない。よって、この「親房卿記」なる名称が記されたていたことも、当時はまだ「職原抄」という名称が定まっていなかったことによる可能性は高い。<sup>(23)</sup>

足利時代当時、北畠親房の著作に書名の定まらなかつたものがあつたことは、『職原抄』のみに限らなかつたようである。醍醐寺三宝院蔵『五智院宗典雑々随聞抄』に『職原抄』とは全く関係のない記事が「北畠親房公記」なるものからの抜き出されて記されるような例もある。

しかし、『河海抄』中で『職原抄』記述と共通する記載を分析すると、次のことが確認される。すなわち、

- ① 『職原抄』と共通する記事が、『河海抄』においては官職に関する見出し項目にのみ現れること。
- ② 『河海抄』中の『職原抄』と共通する記事を再構成すると、『職原抄』中の一部分に近似する記事が出来ること。

という二点である。その詳細は、論を追って詳述するが、このことにより、この「親房卿記」は、まだ書名の定つていなかった段階の『職原抄』と断定できよう。

ただし、「河海抄」諸本には、「親房卿記」なる引用書名が現れるものと、そうでないものがある。たとえば、中書本中で現存最古の伝一条兼良本筆者本や活字本の国文注釈全書には、「以上親房卿記」という記載は見えない。また、巻七第十一濛標「ちしのおと、撰政し給へきよし」<sup>[67][68][70]</sup>では、「職原抄」13「撰政関白の条」と近似する条文の欠落が見られる。このことは、現存の伝写本の位置づけに関わる重要な指標にも成り得るものと考える。すなわち、前章で述べた如く、先に鳥崎氏の論考にて報告された佚書「李部王記」の出現状態が、中書本・覆勘本という、一見すると初校・再校関係を示す奥書諸本と無関係に現れることと同趣の現象と言えるのではあるまいか。

かりに、<sup>[67][68][70]</sup>の記事が、後に加えられたもの考えるならば、すなわち、「職原抄」と共通する記事がかくも集中し、かつ「職原抄」の記事の中で順配列となっている中に、ふさわしい配列で以て挿入するという行為は、典拠資料たる「職原抄」の知識がなければかなわないことである。また逆に、この三項の記事の欠落で起ったとするならば、鳥崎氏の論のごとく、中書本・覆勘本という、奥書を指標とする成立過程の前提が、曖昧なものであることの証左となるにほかならない。

いずれにしろ、このことも、「河海抄」の典拠として「職原抄」を指摘できる論拠を補証することとなる。複雑な成立過程を持つ「河海抄」の解明には、このように典拠と思しきものの佚文を再構成して、そこから分析を進める手法が有効であることの一例である。

では、次に、「河海抄」に現れる「職原抄」の引用箇所を、いくつかの観点で分析をしてみよう。

## 第二項 「職原抄」の引かれる「河海抄」の注釈の見出しについて

【河海抄】中で【職原抄】に記載される記事と一致、あるいはきわめて近似するものが現れる箇所は、次の見出し



の箇所に現れる。さらなる細目と内訳は、詳細表〔資料一〕を参観されたいが、ここで示すとおり、『職原抄』と共通する記事は、『河海抄』では官職関係の語句に集中していることがわかる。

ただし、官職関係の語句すべてが『職原抄』から採られているわけではない。たとえば、『河海抄』巻五第六葵では、

こよみのはかせめして時とはせなとし給

曆博士

推古天皇十二年歲次甲子正月戊午朔始用曆日

とあるのに対して、『職原抄』では、

84 曆博士權。相当從七位上。唐名司曆。

曆道任之。近代五位已上任之。

とあり、別のものから注を引く。これらが何によるものかについては、別に考察が必要になるが、ここでは、論点を絞り込む都合上、『河海抄』がこれらの条目に対する注釈典拠として、『職原抄』を選んだことの意味について考えることとする。

第三項 『河海抄』の典拠とした『職原抄』引用部

『河海抄』の各注釈見出しにおいて、その引用部を『職原抄』にさかのぼってみると、『職原抄』の一部分が集中して引かれ、『河海抄』では、その記事を各注釈見出しに分断する形で配置されていることがわかる。それは、『源氏物語』においては、官職に関する用語の登場する箇所にしようだが、たとえば、前項の略表〔表一〕あるいは詳細

表〔資料一〕にも示したように、『職原抄』14「大納言の条」は、『河海抄』巻一第一桐壺「ち、の大納言」と巻六第一〇明石「もとの御位あらたまりてかすよりほかの権大納言になり給」とに記事が分断された形で現れ、『職原抄』12「已上謂之三公の条」は、『河海抄』巻一第一桐壺「右大臣の女御はよせをもく」と巻七第一濠標「源氏の大納言内大臣になり給ぬかすさたまりてくつろく所なかりければくは、り給なりけり」との条に現れる。しかも、桐壺「右大臣の女御はよせをもく」の条では、「中国の記事」↓「本朝の記事」という記述方式に則ってか、記載順序の入替えが行われているのである。

このことは、『河海抄』撰者が典拠たる『職原抄』というテキストに習熟していたことを物語る。

#### 第四項 「河海抄」に採られた『職原抄』記事、採られなかった記事

では、『河海抄』撰者は『職原抄』記事のどのような所を選んで注釈典拠として採用したのだろうか。そのことを示すために、作成したものが詳細表〔資料一〕である。これは、『職原抄』『河海抄』それぞれで、関連する項目・注釈記載事項を対比し、両々関係する部分を上下に対照させるとともに、その表記をゴチック文字にて強調し、さらに関連性の度合に応じて、

##### ▼（関連性強し）

▽（言換えなどはあるが関連性が認められるもの）

◆（同巧の表現なるも典拠・資料の異なるもの）

×（関連性の認められないもの）

といった次第でマーキングを施すことにより、分析の便宜を図った。さらに、各々の対応する記述について、『職原



抄」と『河海抄』とで異なる表記の部分は□で括り、省略関係にあるものについては、右傍線を付した。また、『河海抄』との文言比較で、畿内で流布したと思しき『職原抄』教具本系に特有の省略関係が認められるものについては、それを左傍線にて示して表現を分けてある。

さて、『河海抄』において『職原抄』から採られなかった記事を見ると、たとえば、

是故三公無所職。置六卿令掌天下政。(12已上謂之三公の条④)

爾來代々有大臣大連之任。(同⑫)

〔真本一著〕

然而閑院太政大臣公季着関白内大臣頼通宇治殿上、久我太政大臣雅実着関白右大臣忠通法性寺殿上、是邈迥例也、(13撰政関白の条⑬)

など、『職原抄』中で、親房の考証・評言が付加された色合いの強い文言をとらなかつたものや、

或有卑之代。或有貴之時。古來宦者知事、先賢之所謗也、唐玄宗以內侍高力士為一品將軍。爾降内侍

執文武之柄。逐亡唐祚。依之執政之官、太悪宦者云々、(354藏人所の条④)

のように、中国では、日本の藏人にあたるでは内侍に多く宦官を用いたことや、高力士のように宦官重用のために唐祚を脅かすことに繋がった故事を述べたことなどのように、政治批判の暗喩ともなりかねない記事を採用しないなどの作為がうかがえるものも見える。

一方で逆に、『河海抄』の注釈に採られた方の記事はというと、官職の概説記事の他に、歴史的事実を記したものを採ることにより、いわゆる「歴史的準拠」の補証資料としたものが多い。

## 第五項 切貼りの手法

このように、あるテキストから、あたかも切貼りを施すかのように、複数箇所転記せしめて、新たな知的産物を作成するという手法は、和漢ともに見受けられ、一般的なものだったようである。

たとえば、類書作成の作業は、基本的に資料蒐集↓編纂・分類↓分韻鈔写という流れで成立する。この手法について唐・白居易の『白氏六帖』に関する次の記事はよく知られるところである。

楊億談苑曰、白居易作六帖、以陶家餅數十、各題門目、作七層架列齋中、命諸生採集其事類、投餅中、倒取鈔録成書。<sup>(24)</sup>

すなわち、白居易が『白氏六帖』を編纂した際には、門目を記した陶器の瓶を七層の棚に連ね、群書中から採集・摘録した記事を、門人をして事類ごとにそれぞれの瓶に投函せしめ、それを再編成して一書となしたという。この手法は、中国では継承され続け、明初の一大古典類書『永樂大典』に至って、清代の「四庫全書」へと連結する大規模な輯書事業と相俟つての編纂作業が行われたが、その編纂手法においては、成書から見出し字と記事を分韻配置するという手法が採られていることが、最終編集時の誤記などから分つてい<sup>(25)</sup>

日本でも、最初の類書『秘府略』についても同様の手法が採られたことが指摘されるほか、『類聚国史』や、『采花物語』<sup>(26)</sup>「はつはなの巻」における『紫式部日記』<sup>(27)</sup>寛弘五年七月ごろから十一月ごろまでの記事の利用方針、あるいは『吾妻鏡』記事編纂の手法など<sup>(28)</sup>、類書に限らず、大規模な類聚編纂物や、再編成された編纂物などを同様の手法で作<sup>(29)</sup>り上げる例が確認されている。

『河海抄』についても、その編纂規模が当時としては画期的に大規模なものとなっていたことや、当時の学問が博

学多聞を旨とする知識尊重主義によることから、『源氏物語』の注釈書にとどまらず、後代の実際の利用においても辞書的にも類書的にも利用されていたことなどがよくいわれる。おそらくは、連歌を含む歌語としての『源氏物語』への尊崇態度が、その類書の利用をうながしたのであるまいか。そして、その結果、後代に至り『源氏類字抄』のような『源氏物語』自体を辞書的に使用する編纂物も生まれるに至るのである。その動向は、類書そのものへの変化と軌を一にしたものでもあったといえよう。

類書が辞典として用いられるのは、詩文製作のための語彙検索を目的とする「ことば」の類書として、すでに存在する詩文解釈のために使用されることにほかならない。世界を通観し、多量の典籍の要件を一覧に供するという、類書自体にすでに織り込まれた機能と目的は、辞典としての機能と双方融合しつつ変化していくのだが、もつとも多く使用された目的はやはり詩文を作成するという参考書としての使用という能動的働きにあった。しかし、その一方で、詩文作成の必要性が薄まり、学問大系も分化し、複雑さを増してくるようになると、過去の文学作品として残された詩文をはじめとするテキスト、さらには学問大系自体を解釈・理解するための受動的な働きも求められるようになってくる。<sup>(29)</sup>

『河海抄』において採られる、まず『職原抄』というテキストがあり、それを解釈し、『源氏物語』中の各語に織り込むという手法からは、逐条的な解釈による生成・編纂方法とは別種の、『源氏物語』をトリガー（引き金）とする教養書、さらにいえば『源氏物語』をめぐる知的大系を構築せしめようとする意図が感じられる。しかしその一方で、そこに当てはめられる条文は必ずしも、原文通りという訳ではない。機械的な貼り込みに留まらず、注として相応しい改変と素材の選別も行われていたようである。こうしたことが成り立つ前提には、『源氏物語』に対する習熟と同時に、引用される典拠に対する知識も必要になる。そのことは、本稿で扱う『職原抄』にも現れる。次に、その

ことにふれてみたい。

### 第三節 「河海抄」における「職原抄」記事の変改について

#### 第一項 「河海抄」所引の「職原抄」本文の特徴・系統について

「職原抄」に大別して顕統本と教具本の二系統があり、前者はおもに関東圏に流布し、後者は畿内で流布したが、当時の一条兼良をはじめとする知識人の手により、数次のテキスト改変を受けたことについては先述した通りである。

#### 〔表二〕 関連年表（「職原抄」との関係を中心に）

南朝延元五 暦応三年（一三三〇） 二月、北畠親房「職原抄」成立（同書奥書）。

北朝貞和三年 正平二年（一三四七） 五月、北畠顕統が「職原抄」を書写、いわゆる顕統本の基となる。

貞治（一三六二）六八 初めごろ、「河海抄」撰献の令下る（「珊瑚秘抄」）。

貞治六年（一三六七） 一二月、足利義詮、没。

応永九年（一四〇二） 五月、一条兼良、生。九月、四辻善成、没（七十七）。

文明三年（一四七一） 三月、北畠教具、没（四九）。六月、一条兼良の「職原抄」書写奥書（内閣文庫蔵甘露寺篤長筆者本）。

文明四年（一四七二） 七月、安保氏泰「職原百首」成る（蓬左文庫蔵同書跋文）。

文明（一四六九）八七 頃 安保氏泰、関東にて「職原抄」講義。

文明十三年（一四八二） 四月、一条兼良、没。

永正四年（一五〇七）

【旅宿問答】卷末記載紀年。

『職原抄』の享受例として、『河海抄』は最古のものにあたる。『河海抄』の編纂が、撰献の命を受けた貞治年間一三六二—一三六八の初めからおよそ四十年間の講釈、改変の影響を蒙ったとはいえ、『職原抄』が世に出た初めといわれる顕統本の成立から二十年から半世紀を経ない極初期の享受例であるという評価は動かない。『河海抄』撰者四辻善成の没年は、奇しくも教具本を書写したと伝えられる一条兼良の生年と同年の応永九年一四〇一のことであった。

理論的には、『河海抄』に現れる『職原抄』引用本文の系統は、顕統本に近いことが予測されるが、案に相違して、『河海抄』に引かれる条文の文体を検討してみると、その措辞において、教具本系統の文体と一致する特徴が多く見られる。

たとえば、『河海抄』巻七第十一濬標「ちしのおと、撰政し給へきよし」に対応する『職原抄』13「撰政関白の条」の記事について、

『河海抄』[62]

漢昭帝〔又〕幼而即位、博陸侯霍光奉武帝遺詔撰政如周公故事、

とあるのは、『職原抄』13・④では、教具本系の「」内の文字を含んだ形で一致する。「」内の文字は、顕統本系では見えない文言である。

漢昭帝〔又〕幼而即位、博陸侯霍光奉武帝遺詔撰政如周公故事、

また、同じ項目内『河海抄』[64]にて、

関白者、漢宣帝云霍光猶執政、非幼主之故、霍光還政、宣帝猶重其人、令関白万機、関白之号自此而始云々、

とある箇所は、『職原抄』13・⑥では、

関白者、漢宣帝立霍光猶執政、非幼主之故、霍光還政、宣帝猶重其人、令関〔白〕万機、関白之号自此而始、

云々、

となつており、顕統本系では「万機に関<sup>あ</sup>からしむ（令）」と訓み、教具本系では「万機を関<sup>ま</sup>り白<sup>ま</sup>さしむ（令）」と訓んでいる。

ここに示した例は、いずれも『職原抄』の教具本系を以て宛てることにより、表記が完全に一致するものである。その他の例は、煩雑を避けて省略に任せるが、こうした類は随所に現れる。

さて、ここから考えられることは、『職原抄』の本文には、教具本以前にすでに顕統本系統の文体と異なる伝本が存在したということである。

先にも述べたように、『職原抄』の関東系注釈学では、本文の原態をあたかも聖典的に扱<sup>あ</sup>う態度で書写し、字句の改変を行うことはなされることなく注釈学が進展していったのに対して、畿内の知識人たちは、一条兼良をはじめとして、テキストの校勘を行う態度を採っている。『河海抄』に見られる『職原抄』の段階で、すでに教具本系と共通する措辞を持つテキストが引かれることは、すなわち、教具本的特質を持った本文が『河海抄』編纂時にすでに存在していたことを示すことに他ならない。また、それが顕統本とどの時点で分かれたかも問題となろう。

## 第二項 『河海抄』佚文に見る『職原抄』改変の跡

『河海抄』に引かれる『職原抄』を典拠とする条文の引用態度は、必ずしもそれをそのまま引き写したものではない。「佚書も多く、現存本とあわない異文も見られ、本書の引用のごとくを信ずるわけには行かない。また著者の善意悪意による引き間違ひも多いと考えられるけれども、佚書のすべてが著者の偽作とすることもできない。慎重に検討を要する。」とは、玉上琢也<sup>30</sup>氏の見解だが、詳細表〔資料二〕にて、加筆箇所を右傍線にて示し、改変箇所を

四角囲い  にて明示したごとく、『河海抄』撰者による校訂・加筆・修正の跡も多く見られる。

たとえば、『職原抄』13「撰政関白の条」⑩の、

清和天皇幼而即位、外囿忠仁公奉文德遺詔而撰政、

という箇所に対応する『河海抄』巻七第十一濬標「ちしのおと、撰政し給へきよし」[69]では、

清和天皇幼而即位、外囿太政大臣從一位藤原朝臣良房忠仁公奉文德遺詔而撰政、貞観八年八月十九日始蒙撰政

宣下 去天安二年十一月七日始行内外曆事

というように、『職原抄』以外の資料によるものと思しき加筆・修正の跡が見える。これはおそらくは、『職原抄』における萌芽期の注釈書を反映しての所作というよりも、『河海抄』撰者にかかる訂補によるものと考えられる。

その理由は、次の事例のように、『河海抄』撰者が『職原抄』を相当に読み込み、あるいは研究した跡と考えられるものもあるからである。

『職原抄』14「大納言の条」③に、

異朝上古少師少傅少保、是三孤。又云三少。是三公之式也。故云レ亜相。漢以来為御史大夫者。必転丞相。

依レ之有レ亜相之号。然而御史職当今弹正、其義不レ叶レ爰称徳御世、暫改大納言号為御史大夫。是故大納言、唐名囿御史大夫。不レ叶レ旧式者也。

とある条文は、「其義不叶」の部分を中心に、『職原抄』注釈家により、親房自身の誤りであるとの指摘がなされている部分である。

まず、簡単にこの条文の意味をとってみれば、

中国（異朝）では、少師・少傅・少保の三職を三孤または三少とも言って、三公（大師・大傅・大保）に

次ぐ位とした。漢代以来、御史大夫は必ず〔河海抄〕は「時に」とする）丞相に転じた。それゆえ、これを丞相に次ぐ者の意味で丞相と名付けた。しかしながら、御史大夫は、今は弾正にあたる職となっている。〔職原抄〕巻下には、「近代其職掌移檢非違使序」とあり、武官の職となっている。よって、御史大夫を弾正にあてるのは、あたらない。〔河海抄〕では、「參差歟」と、「時代により」まぢまぢであるか」とする。たとえば、称徳天皇治世に、しばらくの間、御史大夫を大納言とした時期があつた。それ故、大納言の唐名を御史大夫とするのは、旧式の制度には適合しないのである。

とでもなろうか。〔職原抄〕注釈家により、親房の誤りが指摘されるのは、御史大夫を弾正に宛てることについてである。

この部分の解釈について、関東系の注釈には、弾正は武官の棟梁であるので、それを文官の職である大納言に宛てることは当たらないとする注（国文学研究資料館蔵『職原抄問書』）<sup>(31)</sup>や、大納言は大臣に昇進することはあり得ても、弾正が大臣となることはあり得ないとするものがある。<sup>(32)</sup>近世期の注では、親房が日本の官職名をことごとく中国のものに適合させようとすることの矛盾がここに端的に現れていることを非難し、於雲子『鼈頭増註職原鈔参考』では、前漢では御史大夫が大納言にあたるが、後漢や唐では御史大夫が弾正にあたる例を示して、中国における官職の相対性を指摘している。<sup>(33)</sup>

〔河海抄〕巻一第一桐壺「ち、の大納言」[2]の対応する条項では、

異朝上古少師少傅少保、是云三孤又云三少是三公之式也、助也副也故云丞相、漢以来為御史大夫者、時轉丞相、依之有丞相之号而御史之職相当今之彈正、其義參差歟、称徳天皇御宇、暫改大納言為御史大夫、是故大納言、

唐名御御史大夫、不叶旧式者也、



といった表現になっており、それぞれ、

【職原抄】…必…其義不叶爰称徳御世

【河海抄】…時…其義参差称徳天皇御宇

という表現の違いが際立ったものになっている。

【職原抄】における「必」という表現が「時」に置き換わることで、御史大夫が彈正にあたるということへの非難は別として、少なくともその表現が、先例を考えた上での合理的な表現に改まり、記述の確かさはより増したといえる。一方、「職原抄」の「不叶爰」という措辞を「河海抄」で「参差歟」<sup>34</sup>と置き換えることがどれ程の有効性を確保できたかについては、判断に苦しむ。しかし、「職原抄」注釈世界において、この「不叶爰」の部分が、顕統本による関東系注釈・本文では、「不<sub>レ</sub>叶。爰……」という切り方で断句が施され、教具本系による注釈・本文では、「不<sub>レ</sub>叶爰。」という区切り方が行われている。あるいはまた、想像をたくましくすれば、「時…参差歟」という改変は、たとえば貞治二年に権大納言となり、没年となる貞治六年に正二位。贈従一位左大臣を追贈された足利義詮をばかつて、関東系注釈（国文学研究資料館蔵『職原抄聞書』）に見えるように、武官の棟梁たる彈正を文官の大納言と混同することを非難した表現から改めたものかもしれない。<sup>35</sup>

### 第三項 「河海抄」に採られなかった「職原抄」の説

【河海抄】撰者が注釈の傍証として【職原抄】を使用し、それを引き写すだけでなく、典拠となった作品自体にも考察を及ぼしていたことについて述べてきたが、今度は、【職原抄】についての考証を行ったが故に、【職原抄】を採らなかつた可能性のある事柄について述べてみたい。

前項において、官職に関する事項の必ずしも全てを『職原抄』引用による注釈を付したわけではないことについて、「曆博士」の条文を例に紹介したが、次に述べる事柄は、『職原抄』の原初形態に関わる問題でもある。

『職原抄』の原初形態は、顕統本系に近いものであったと考えられる。それを端的に示すものとして、01「百官の条」における「冠位十八階」説がある。すなわち、次に示す一文の四角囲み□の部分で、両々対比させたように、(一)内であらわした教具本系では「十二階」、右傍記(一)内の顕統本表記に従えば、「十八階」と、説が分かれる。

推古天皇御宇、聖徳太子摂政、十<sup>(一)</sup>年甲子正月、始定冠位十<sup>(一)</sup>階

この記述は、『職原抄』の中でも比較的冒頭の位置にあることから見つけやすく、諸本系統判別の指標として用いられる一条でもある。歴史的には、「冠位十二階」説の方が正しいが、『職原抄』の古本に属する顕統本系諸本と、それに依拠する注釈では、「冠位十八階」説の方を尊重し、墨守され、中世関東系の注釈家により、正当化・合理化のための説明が生み出されていた。

「冠位十八階」の記述は、伝流上の誤写ではなく、北畠親房の原本に当初からそのように記されていたらしい。と  
いうのは、同じ著者による『神皇正統記』の古本系には、『職原抄』古本と同様に、「冠位十八階」説を採用するからである。すなわち、

○『神皇正統記』第三十四代推古天皇の条（神道大系所収、國學院大図書館蔵本〈古本系〉）

十二年甲子ニ、ハシメテ冠位<sup>クワシキ</sup>ト云コトヲサタメ、(冠ノシナニヨリテ、上下ヲ／サタムルニ十八階アリ)十二年己巳ニ憲法十七条ヲツクリテ奏シ給、

とある通りである。これが流布本系では「十二階」説に改められる。すなわち次の通り。

○『神皇正統記』第三十四代推古天皇の条（風月宗知行、慶安二年二月刊板本、国文学研究資料館蔵）

第三十四代十二年甲子に、はじめて冠位といふ事をさため冠かむかのしなによりて上下を定むるに十二階かひあり。十七年己巳に憲法けんぽう十七ヶ条をつくりて奏そうし給ふ。

「冠位十八階」説という記述がなぜ親房の著作に記されることになったかについては、すでに筆者に「帝王編年記」系の「皇代記」<sup>(36)</sup>を使用した際の錯簡がこの記述を生み出した可能性を説いた先稿(37)があるので省略するが、「河海抄」では卷三第三若紫「くら人よりことしかうふりえたるなりけり」<sup>(36)</sup>にて、

推古天皇十一年十二月戊辰朔壬申始制冠位十二階各有差十二年春正月戊戌朔始制冠位於諸臣各有差イ无  
叙位始也是故比准八義宜制爵位其孝者天也紫冠為一忠者日也錦冠為二仁者月也繡冠為三悌者星也纏冠  
 為四義者辰也緋冠為五礼者聖也深縁為六智者賢也浅縁為七信者神也深纏為八祇者祇也浅纏為九其地者  
 母也因号立身黄冠為十自今以後永為恒式以上先代旧事本紀

とあるように、「職原抄」を引かず、「先代旧事本紀」(ただし、現存「先代旧事本紀」には、「十二年……有差」以下、爵位の内訳を欠く)を引く。この箇所は、現存中書本で最古のものとして目される伝一条兼良写本では、「制冠位十二階」の記述を欠くが、このことも考えあわせると、「河海抄」撰者は、意図的に「職原抄」を外した典拠引用を行ったという可能性は高い。

また、「河海抄」卷五第七賢木「はしやうにたてつ、けたるいたし車ともの」<sup>(38)</sup>で、八省の内訳配列について、

八省 中務 式部 治部 民部 兵部 刑部 大藏 宮内省也

とあるのも、顕統本系「職原抄」では、「周礼」の「天地春夏秋冬」に配して、次に示すように「治部」「民部」の配列を入れ替えている。

令制……………中務 式部 治部 民部 兵部 刑部 大藏 宮内省

顯統職原抄…中務 式部 民部 兵部 刑部 大藏 宮内省  
周礼……………欠 天官 地官 春官 夏官 秋官 冬官  
太宰 大司徒 大宗伯 大司馬 大司寇 戶部 考工

これも、親房が当初から意図した配置であつたと考えられることは、加地・白山阿氏の論考で説かれる所である。『河海抄』では、この箇所が『紫明抄』（異本『紫明抄』も同）から採られるが、これも『職原抄』をあえて採らなかつた一例として加えることもできるのではあるまいか。

これらのことから、次のことが考えられよう。すなわち、『河海抄』において使用された『職原抄』は、その文字遣いなどの点については、流布本の祖型となつた教具本系に近いものであつた。しかし、「十八階」説と『周礼』による八省配列について、親房原撰時にすでに見られたであろう『職原抄』特有の表現が、『河海抄』において採られなかつたことは、当時の『職原抄』には、それが記されていた可能性があるということである。そのことはまた、『河海抄』撰者が、『源氏物語』の条々それぞれについての考察を進めたと同時に、その典拠についての考察も行つていたということにつながる。そして、その営みがあつたからこそ、『河海抄』それぞれの事柄について考証を行い、その成果を反映させているということにほかならない。

### 第三章 まとめにかえて

『河海抄』撰者が、『源氏物語』に記される条々の「准拠」として、歴史的先例を志向したということについては、多く論じられるところではある。そして、その典拠が必ずしも『日本書紀』のような、いわゆる「正史」によらなかつたことも確かに首肯できよう。『河海抄』に示される注釈、歴史的先例が多く示されることは事実だが、その先例

の規範書として、本稿で扱った『職原抄』のような有職故実書の類も多く機能していたこともまた事実である。当時の宮廷人にとって、官職・年中行事・政令などは、生活に密着した重要な関心事でもあったのである。

『河海抄』は料簡にて、『源氏物語』を

誠に君臣の道、仁義の道、好色の媒、菩提なみだちの縁にいたるまで、これをのせずといふことなし

と評し、『源氏物語』には人間世界の倫理・通過儀礼すべてに通底する事柄が盛り込まれていると述べているが、人生における通過儀礼の全てにわたり記載がなされているという価値観は、その撰者（四辻善成）のみに限ったものではなく、『源氏物語』を、身近な物語として、親密の度合い強く享受可能だった人々（おそらくは室町時代までの堂上公家世界の人々）すべてに共通するものだったろう。<sup>(38)</sup>

しかも、『源氏物語』注釈史における『河海抄』の特色として、特に強調される「準拠」なる概念、すなわち、此物語のならひ古今準拠なき事をば不載也

という考え方・手法は、『河海抄』の博引旁証主義を裏付ける原理としても機能しており、知識の源泉たる類書・辞書的特性を予感させるものである。

『河海抄』に博引旁証的性格が付与された一因には、『源氏物語』注釈の集大成という形式的側面や中世注釈の一般的特性とは別に、『源氏物語』世界を引き金として、当時の堂上公家世界の知識・価値体系をここに集約せしめる意図も込められていたのではあるまいか。いわば、人間世界（あくまで宮廷社会が中心だが）にかかわる様々な事象が『源氏物語』とその注釈書たる『河海抄』の準拠説により覆われることが予定されることになるのである。それは、まさしく『源氏物語』注釈の類書・辞書的性格への変貌にほかならない。

このようにして編まれた類書や辞書と同様に、幾種かの注釈書には、そのテキストが知悉の本文であるという前提

の基に、そこに検索の利便性を保証する知識・概念体系が成立する。そのような場合には、そのテキストに習熟した享受者にとつては、注釈書自体も類書としても機能し始めることにもなるのである。ことに注釈対象となる書物が、著名な（あるいは必読的性格を有する）作品である場合や、類層的編纂意匠が付加されたものである時には、そこに付与される類書的人格も、より洗練され、有効に機能するに至るといえよう。

『河海抄』（『公卿補任』によれば、四辻善成は貞治元年（一一三六二）三月二十七日に散位ながらも非参議従二位に叙せられている）の秘説をのちに別冊にした『珊瑚秘抄』の巻末に、

往日、貞治の始め、故宝篋院贈左大臣家（足利義詮）の貴き命<sup>おは</sup>せに依り、河海抄廿巻を撰ばしむ（往日、貞治始、依「故宝篋院贈左大臣家貴命、令撰河海抄廿巻」）

とあることから、『河海抄』は貞治（一一三六二～六八）のはじめに將軍足利義詮より撰献を命じられて編まれたものという。こうした『河海抄』の撰述経緯は、実はこのような類書をはじめとする類聚編纂事業の理念・概念とも響き合う。

類聚編纂という営為は、伝統の継承という意義と同時に、先古事物を集成し、整理することによって、再生と新生への基礎を築く糧ともなる。その成果の多くは、類聚（集成）・部類編纂物たる類書・辞書といった書物へと結実するが、そこには、「あらゆる世界の事象を書物に取り込む」という意志も読みとれる。

また、中国における一大類書編纂事業は、その王朝初期に多く営まれた。そして、それについては「老英雄の法」という、極めて政治的な歴史上の智恵が働いていた。<sup>39</sup>すなわち、前代の功臣を類書編纂事業などの文化的事業に専念させることで、そのエネルギーを文化的事業にて消耗させ、王朝草創期の軌轢・桎梏を防ぐと同時に、新時代の礎を築かせるといふものである。

一方、『河海抄』が編まれた時代はどのようなものであったのだろうか。

足利義詮が撰献を命じたという伝承を考慮に入れるならば、その時代の意義を考える必要もあるう。

尊氏と同様に、義詮の人生も戦乱に明け暮れた人生であった。しかし、親応の擾乱・正平一統と呼ばれる日本分裂の危機を凌ぎ、東では畠山国清の離反、西では細川清氏の離反と、それにつづく南朝軍の四回目の京都侵入と幕府軍の奪回など、争乱多事であった康安元年（一三六一）が暮れて貞治元年（一三六二）になると、ようやく幕府に安定のさざしが見えはじめている。

詳細な分析は史家に譲りたいが、中でも、貞治元年七月、細川清氏の事件以来あいていた執事の職に斯波義将が任ぜられたことについては、義詮が内政に目を向けはじめた象徴的な事柄として注目されている。斯波は足利譜代の家来とは選を異にする家柄で、吉良とともに足利一門の最高に位置し、鎌倉時代には「足利」と名のついていた。これを執事という高・仁木・細川等の足利譜代の家来の職に充てることで、足利將軍家の家格安定を図ろうとするものであった。

しかし、斯波の執事就任を転機として、執事の地位・権限は強化されることになり、従来の執事とはちがった高官へと変質し、後に本来俗称にすぎなかった管領が執事に代わって正式の職名となるが、このことは、幕府の支配機構の名分を一元化することに大きくあずかっている。

想像をたくましくすれば、義詮が『河海抄』撰献を命じたということには、このような時代風潮、あるいは文化政策がうかがえるのではないかと考えられる。

先に、類書をはじめとする類聚編纂事業の理念・概念と微妙に響き合うと述べたのは、こうした理由による。

義詮の撰献が事実であるならば、このことは、ある程度蓋然性を確保するものといえよう。『河海抄』が『古今和

歌集」などと同じ二十卷仕立てであることなどもその援用素材と言える。

ただし、『河海抄』の序文にて、自らを「はるかに惟光良清が風をしたふいやしき翁」と述べ、その名も『源氏物語』中の人物、惟光・良清両人の名称の各一字を取って「正六位上物語博士源惟良撰」と銘して、四辻善成自身の名を明らかにしようとはしなかった態度には、あたかも現代におけるサブカルチャーを称揚し、本格的に論じ扱うことに対するような一種の気恥ずかしさや自己韜晦に類似した意識もほの見える。また、このことを、源氏に忠実に仕えた登場人物に仮託することによる忠誠の証と見るかどうかは意見の分かれる所でもあろう。

今後も補証をさらに重ねなければならぬであろうが、『源氏物語』が何故読まれ、『河海抄』のような注釈書を産むに至ったかについては、今次の調査を含め、別のパラダイムが潜んでいるように思えるのは稿者のみに限るまい。

〔本稿は「福盛財団助成」による成果の一部である〕

#### 〔注〕

(1) 大津有一「河海抄の伝本」(『金沢大学国語国文』二、一九六六・三、金沢大学国語国文学会)、同「河海抄の伝本再論」(『皇学館論叢』一・五、一九六八・二二、皇学館論叢刊行会) 島崎健「河海抄の異同―卷十一御幸の『李部王記』―」(『論集日本文学・日本語』2中古)、一九七七・一一、角川書店)を参考として、現存諸本の概略を識語によりまとめれば、左記のようになる。

(1) 散位基重本系統……「中書本」「覆勘本」の二大異本のうちの初撰本に相当するところの「中書本」を、散位基重なる者が書写した旨の奥書をもつ本の系統。

(2) 三条西実隆本系統……中院通秀が再撰本に相当する「覆勘本」を「中書本」によって校合したところの二大異本の混成本を、後に三条西実隆が書写した本の系統。

(3) 取り合わせ本……前半卷十の末には散位基重本系統の奥書を持ち、後半卷二十の末には三条西実隆本系統の奥書本をもつといった諸本。



(4) 散位基重本の奥書も、三条西実隆本の奥書もない系統不明の本。

(2) 島崎健「河海抄の異同―卷十一御辛の「李部王記」―」(『論集 日本文学・日本語 2中占』、一九七七・一一、角川書店)、島崎健「河海抄」序説―李部王記の問題―」(『国語国文』四九・五、一九八〇年五月、京都大学文学部国語国文学研究室)

(3) 相田満「幼学・注釈の世界と説話―「蒙求」・「職原抄」の注釈学を例として―」(『説話文学研究』三四、一九九・五)

(4) 西宮一民「河海抄所引日本紀について」(『皇学館論叢』一・三、皇学館論叢刊行会、一九六八・八)

(5) 徳満澄雄「河海抄」の研究(一)―「序」―(『高知女子大学紀要(人文・社会)』三六、昭六三・三)、枋尾武「京大 本紫明抄・天理本河海抄引用漢籍注考證稿 桐壺(一)」(『成城国文学論集』二二、平六・三)

(6) たとえば、於雲子「鼈頭増註職原鈔参考」第一冊卷一・一才(無窮会図書館神習文庫蔵本) (『宝永元年五月跋』、五卷二冊・無刊記本)には、次のようにある。

○此抄有 不同者二本一本号「頭統本」正平二年十月公男頭統朝臣書写之始行于世矣。一本世号「教具本」公五世孫教具卿所持。後花園院御宇一条禅閣兼良加跋。

(7) (上卷末)

正平二年十月廿五日書写畢 同廿六日写点訖

権左中弁兼左近衛権少将 源頭統

(下卷末)

正平二年十二月一日書写之写点畢

権左中弁兼左近衛権少将 源頭統

(8) 白山芳太郎「職原鈔の基礎的研究」第一章第二節(神道史学会、一九八〇・二)、相田満「関東系「職原抄」注釈学をめぐる―その聖典意識―」(『中世説話の「意味」』(叢書日本語の文化史)、笠間書院、一九九八・二)

(9) 相田満「本のはなし第二十九回「職原抄」」(『新日本古典文学大系「古浄瑠璃説経集」月報』岩波書店、一九九・一二)

(10) 今出川本(京都大学付属図書館菊亭文庫蔵)・醍醐家本(天理図書館蔵)・三条西家本(天理図書館蔵)などに左記のような「権中納言源朝臣」なる者の識語が記され、これが教具ではないかと比定される。(白山芳太郎「職原鈔の基礎的研究」第一章第二節(神道史学会、一九八〇・二))

本章第二節(神道史学会、一九八〇・二)  
本云麤(五七)賀(五七)昭陽亦奮若終書写之訖、(甲)閏縫(子)困(甲)増(甲)加、点校合畢、権中納言源朝臣

※蕤賓……五月の異称。…※関縫……あつは関逢・関逢。甲の異称。…※困墩……こんとん困敦。子の異称。

- (11) 白山芳太郎『職原鈔の基礎的研究』(神道史学会、一九八〇・二)第一章第二節、加地宏江「伊勢北畠一族」第七章(新人物往来社、一九九四・七)、加地宏江「中世歴史叙述の展開」『職原鈔』と後期軍記」第一章(吉川弘文館、一九九四・七)

- (12) 内閣文庫蔵甘露寺篤長筆写本(函架番号一四六・五七四) 識語。

本(二四七)文明第三之曆林鐘中旬之日、直誤字加訓読。猶不審事有之。以証本可令校合。此抄者北畠准后大納言源親房所集也。百官之始末諸家之勝劣殆指掌。宜着眼耳。

桃華老人 撰

- (13) 加地宏江「伊勢北畠一族」第七章(新人物往来社、一九九四・七)、加地宏江「中世歴史叙述の展開」『職原鈔』と後期軍記」第一章(吉川弘文館、一九九四・七)

- (14) 白山芳太郎『職原鈔の基礎的研究』(神道史学会、一九八〇・二)

- (15) 加地宏江「中世歴史叙述の展開」『職原鈔』と後期軍記」(一九九四・七、吉川弘文館)

- (16) 白山芳太郎『職原鈔の基礎的研究』第一章第二節(神道史学会、一九八〇・二)に、諸本との対照表を載せている。

- (17) 大津有一「河海抄の伝本」(金沢大学国語国文)二、一九六六・三、金沢大学国語国文学会、同「河海抄の伝本再論」

〔皇学館論叢〕一・五、一九六八・一二、皇学館論叢刊行会)

- (18) 「河海抄 伝兼良筆本」(天理図書館善本叢書<sub>和書</sub>と書之部編集委員会「天理図書館善本叢書<sub>和書</sub>と書之部」七〇・七一、天理大学出版部・八木書店、一九八五・三、一九八五・五)

- (19) 室松岩雄・校訂編輯「河海抄 花鳥余情 紫女七論」(室松岩雄編「国文註釈全書」四、一九〇八・六、国学院大学出版部)(室松岩雄編「国文註釈全書」三、一九六七・一一、すみや書房)(「日本文学古註釈大成」源氏物語古註釈大成)六、一九七八・一〇、日本図書センター)

- (20) 玉上琢弥編・山本利達・石田穰二校訂「紫明抄・河海抄」(一九六八・六、角川書店)

- (21) 同系統の不忍文庫本(桃園文庫蔵)、叡山東塔真如蔵本(天理図書館蔵)。

- (22) 「河海抄 伝兼良筆本」(天理図書館善本叢書<sub>和書</sub>と書之部編集委員会「天理図書館善本叢書<sub>和書</sub>と書之部」七〇・七一、天理大学出版部・八木書店、一九八五・五) 解題(島崎健)。

- (23) 醍醐寺三宝院蔵「五智院宗典雑々随聞抄」(二六二函一九号)は、表書きの「足利時代雑抄」という墨書の示す通り、様々

な抜き書きを記して仮綴じされたものだが、そこに、次の一条が記されている。

九条殿

摂政太政大臣 良経公

九条殿

摂政太政大臣 道家公

号光明峯寺禅定殿下

九条殿

嫡子左大臣教実

普光園関白

次男前左大臣良実

二条殿

後光明峯寺

三男関白前左大臣実経

一条殿

已上北畠親房公記々中抜書

之事

ただし、右条は『職原抄』には見えない記事である。

なお、北畠親房の著作で現在知られるものには、以下のものがある。（その内、○印を付したものは現存が確認されている。）分量の最も多いものとしては『北親記』なるものがあるが、これは佚して伝わらない。しかし、本稿で述べるように、内証から考えて、『河海抄』所引の記事は『職原抄』と考えるとよからう。

禁詠集 三卷（建武元年（一三三四））

延元礼節 三百六十箇条（延元二年（北朝建武四）（一三三七））

○元元集 七卷〔延元二〕三年〔北朝建武四〕曆応元（一三三七）～一三三八）

鹿島香取兩社勸文 一卷〔延元三年〕〔北朝曆応元〕（一三三八）

○神皇正統記 五卷〔延元四年〕〔北朝曆二〕（一三三九）

○職原抄 二卷〔延元五年二月〕〔北朝曆三〕（一三四〇）

○二十一社記 一卷〔興國二年春〕〔北朝曆四〕（一三四一）

○関城書〔獲麟書〕 一卷〔興國三年〕〔北朝康永元〕（一三四二）

熱田本記 一卷〔興國六年〕〔北朝貞和元〕（一三四五）

○東家秘伝 一卷〔正平元年〕〔北朝貞和二〕（一三四六）

神教秘伝 一卷〔正平元年〕〔北朝貞和二〕（一三四六）

○古今集註〔古今集新注〕 二卷〔正平二年〕〔北朝貞和三〕（一三四七）

喪礼儀式

○吉野御事書 〔正平六年五月〕〔北朝觀二〕（一三五一）

北親記 一二卷

○伊賀記 一冊

(24) 『四庫全書總目』卷一三五、子部類書類一、白孔六帖提要。

(25) 湯淺邦弘「類書と成語(三)―類書の変容と「出藍」の成立―」(島根大学教育学部紀要(人文・社会科学))二八、一九九四・一二)は、成語の成立・意味変容に類書というテキストが介在したことを、「出藍」の成語の意味変化を例に考察。相田満「『永楽大典』収載の「蒙求」一群の書について―明代初期における「蒙求」受容史管見―」(国文学研究資料館「国文学研究資料館紀要」二〇、一九九四・三)は、「永楽大典」の記述継承にともなう錯謬の考察、切り取られた類書記事による引用書の変化を指摘したもの。

(26) 飯田瑞穂「『秘府略』に関する考察」(中央大学九十周年記念論文集・文学部)一九七五・九、飯田瑞穂「『秘府略』の錯謬について―付、『秘府略』引用書名等索引」(中央大学文学部紀要・史学科)二〇、一九七五・三

(27) 今小路覚瑞「紫式部日記の研究」二・一、(栄華物語の紫式部日記収用の態度・方針・範囲・程度に就いて(有精堂出版、一九七七・九新訂版)。個人の感慨や交渉、女房の服飾の説明など、史的叙述材料とするにはあまりに微細な事柄が省略に

付され、『栄花物語』筆者により、記事の接続や潤色・説明の付加などがなされたことが述べられる。

(28) 八代国治「吾妻鏡の研究」(明世堂書店、一九四一・一一修正再版)(藝林舎、一九七六復刻版)

(29) 清水茂「中国目録学」(筑摩書房、一九九一・九)

(30) 日本古典文学大辞典編集委員会・編「日本古典文学大辞典」【河海抄】(岩波書店、一九八三)

(31) ○『職原抄聞書』(国文学研究資料館蔵ヤ一・一五三・一〜二。室町末古写か。関東系注の安保流系を承けた富田流系の注。)五帝三皇ヨリ、秦ノ始皇マテハ如上、少師少保ナリシヲ、漢王ヨリ以後ハ、御史大夫、当少師少保、然云転丞相之有垂相号也、然而御一不叶トハ、御史大夫ハ、奏行スル事、本朝ノ太政ノ職掌ニ、相当レリ、然ルニ彈正ハ武官ノ棟梁ニシテ、正行也、サテ大納言ハ、文官ノ棟梁ニシテ、国家ノ政ヲ正シ行也、然ハ文官ノ司ヲ以テ、武官ノ職ニ、交ル事ヲ、其義不叶ト書ケリ、

(32) ○『職原口義』(静嘉堂文庫蔵一〇四函一一号宮島本、古写。著者・書写年ともに不明。)(京都女子大学付属図書館吉沢文庫本「職原抄(注)」もほぼ同文の注を宛てる。)

御史大夫ハ、大納言相当也、故ニ唐ニテハ漢已来御史大夫タルモノハ転丞相也、丞相ト云カ日本ノ大臣也、左右丞相トハ、左右大臣ノ唐名ナル故ニ云爾、御史大夫ノ丞相ニ転ルモ、日本ノ大納言カ、左右大臣ニ転モ、同シト也、然シテト云ヨリ上古ノアシキ説也、言ハ御史ハ大納言ノ唐名ニハ相当シタルヲ、今ハ彈正ノ唐名トスル也、此誤也、大納言ハ大臣ニ進ムトモ、彈正ハ大臣ニ進コトハ有マジキ也、故ニ御史大夫ヲ唐名トスルコト理不尽也、然シテト云ヨリ不叶ト云迄ハ、日本ニテ上古ノ誤也、称徳ト云ヨリ不叶旧式迄ハ、先達ノ誤ヲ其俣不直シテ、御史大夫ヲ、大納言ノ唐名ニスルコト、是モ日本ノ旧義ニ不叶ト云々、毛韵云、御ハ統也、史ハ掌也、言ハスベツカサドルト云義也、称徳ハ孝謙重祚ノ号也○又云、不叶旧式トハ、古来ヨリ日本ニ彈正ノ唐名ニ定マルヲ、大納言ノ唐名ニ改ルコト無益也、古来有リ来ルコトヲハ其俣置也、以誤付誤コトハ、先達ヲ重ンスル義也、其誤ヲ其俣置コト規模也

(33) ○於雲子「鼈頭増註職原鈔参考」第一冊卷一・一六オ(無窮会図書館神智文庫蔵本)(宝永元年五月跋、五卷二冊・無刊記本)

「御義不叶」言、御史大夫者彈正之唐名也。為大納言唐名其義不叶。凡唐名以其職相似当<sub>レ</sub>之。故其道有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>附合者。按親房失考而云爾。前漢御史大夫、当大納言後漢及唐御史大夫当彈正也。

(34) 「参差」は、『詩経』周南の関雎第四章「参差荇菜 左右采之」に現れる語で、不揃いのさまを表す語。

(35) なお、近世注釈家の説には、『河海抄』のこの引用部を、古本の『職原抄』によるものと解釈するものもある。(土岐光睦『職原抄解』(延享元年九月跋、無窮会神習文庫蔵三八三一)、多田義俊「南嶺」『職原抄弁講』(寛延三年三月跋)<sup>七五〇</sup>)。ただし、これらの説は、両者ともに未見のままの「古本」テキストを想定して、それに記述があると断じている節がある。何となれば、「古本」なるものの存在の記述は本条目にのみ突然現れ、緒言などにおいて、それに言及する記述を見ず、また両書ともに頭本などによる中世(関東系)古注を参看し、それにふれた跡もない。いわば仮想テキストを根拠に『河海抄』のこの記載が用いられ公算が大きいのである。

また、多田義俊は、同書巻五(84)にて、

是令ノ本文ノ任シ方ヲ以テ難ズルヤウナレドモ古本ニハ其儀参差タルトアリ可用<sup>ナ</sup>之 此心ハ異国ノ例御史大夫カラモ箱台ノ尹カラモ任槐スルト云キナリ参差トハカタ、ガイニ任スル心ナリと述べ、『河海抄』の表現の方が適切だと支持している。

(36) 親房が簡便な『皇代記』を利用して両著を作り上げた証拠であると推定、多数の『皇代記』類を精査された上で、『神皇正統記』がこのような簡便な書を下敷きに成立したことを立証する論考に、平田俊春『神皇正統記』の基礎的研究 本編(雄山閣、一九七九・二)がある。しかしながら、「冠位十八階」説の典拠については、そのような記述を持った「原皇代記」を期待しながらも、見つからず、「十八階のことは記憶をたどり、職原抄のように書き入れたものであろう」と結論づけた(同書四一頁)。また、「現在の『正統記』の基となった『皇代記』は存在しないが、わりあい近似したものととして『帝王編年記』と『仁寿鏡』の二本が存すること、その『皇代記』の原形は『正統記』によく存し、それら諸本との対照により大体を復原しうる」ことを回顧している。(『神道大系 論説編十九 北畠親房(下)』平田俊春「解題」(『神道大系編纂会、一九九二・一二)])

なお、『皇代記』類の利用が盛んにおこなわれたことについては、近時再び論考が盛んに行われはじめている。

たとえば、牧野和夫「注釈書の基層—唐名抄・歴代名数などより」(講座 平安文学論究) 風間書房、一九九四・一二)は、その資料の意義を説いたもの。山下哲郎「軍記物語と年代記—『平家物語』との関連を中心に—」(『駒沢国文』三五、駒沢大学文学部国文学研究室、一九九八・二)では、近世初期以前成立と目される主要な「年代記」一覽を収載。同じく山下哲郎「年代記の中の伝承—『和漢合符』『和漢合図拔萃』等をめぐって—」(『伝承文学研究』四八、一九九八・一二)もある。また、吉森佳奈子「『河海抄』の日本紀」(『国語と国文学』七六・七、東京大学国語国文学会、一九九九・七)は、『河海抄』注釈者

が『皇代記』を利用した可能性を説く。

しかし、先掲平田論文に、

「このように『皇代記』、あるいは類似の『年代記』は今日数多く存するが、このほかに諸書に引用された『皇代記』と題する佚文も多く蒐集し得た。これによると古代末期から中世にかけての年代記類は百種以上に達するであろう。『年代記』が初めて印刷されたのは慶長五年の『和漢編年合運図』で、これよりこの『年代記』は印刷により飛躍的に流布するとともに、これを模倣して凡百の年表が作られたが、それ以前は書写により行われたので、流布の数は少なかつたのに、百首以上の諸本の存在を知りうるのは希有のことであり、中世における国民の日本通史の知識はもっぱらこのような『皇代記』や『年代記』によっていたのであった。しかしそれは見るに便利であつても、通読したり、理解するには不便であつた。（九頁）。」と、説かれるように実際にどの『皇代記』がどれに対して使われたかを同定することは困難であろう。

(37) 相田満「関東系『職原抄』注釈学をめぐって―その聖典意識―」（『中世説話の（意味）』〔叢書日本語の文化史1〕、笠間書院、一九九八・二）。

(38) 大野晋・編『本居宣長全集』第四卷 解題（大野晋）（昭和四四年十月、筑摩書房）

(39) 顧力仁『永楽大典及其輯佚書研究』（『文史哲学集成一二九、文史哲出版社、中華民國七四年（一九八五）七月）

※詳細表（資料一）…『河海抄』に見える『職原抄』（『職原抄』記載順に再配列したもの）

【凡例】…これは、『職原抄』『河海抄』それぞれで、関連する項目・注釈記載事項を対比し、両々関係する部分を上下に対照させるとともに、その表記をゴチック文字にて強調、さらに関連性の度合に応じて、

▼（関連性強し）

▽（言換えなどはあるが関連性が認められるもの）

◆（同巧の表現なるも典拠・資料の異なるもの）

×（関連性の認められないもの）

といった次第でマーキングを施すことにより、分析の便宜を図った。さらに、各々の対応する記述について、『職原抄』と『河海抄』とで異なる表記の部分は□で括り、省略関係にあるものについては、右傍線を付した。また、『河海抄』との文言比較で、畿内で流布したと思しき『職原抄』教具本系に特有の省略関係が認められるものについては、それを左傍線にて表現を分けてある。

『職原抄』については、現存本から最古態を復元し、成立当初の面影を存すると考えられる北畠顕統本（旧梅沢記念館本）を底本とし、原型への復元を試みるとともに、流布本の本となった一条兼良加筆・増補本の祖本である北畠教具奥書系統との校異が記された、白山芳太郎氏の校訂本（『職原抄の基礎的研究』所収）を用い、そこからさらに教具本系統の独自異文と思しき表記を採り上げ、「」でくくって示した。また、（ ）内に顕統本と併記することで、『職原抄』諸本の異なりが明示されるように配慮した。なお、表に掲示される番号は、白山著書に紹介される校訂本の番号である。本稿ではそれを更に細分化して、子番号（①②…）を新たに付加している。

No.	職原抄	河海抄
<p>本文</p> <p>×<sup>[38]</sup>《参考》【※八省の記載順位】</p> <p>令制……………中務 式部 <b>治部</b> <b>民部</b></p> <p>顕統職原抄……………中務 式部 <b>民部</b> <b>兵部</b> 刑部 大蔵 宮内省</p> <p>周礼……………欠 太宰 大司徒 太宗伯 大司馬 大司寇 戸部 考工</p> <p>顕統職原抄の八省記載順位は、親房の意識的配列による（↓加地論文）</p>	<p>記載順連番・注見出し・注</p> <p>■ 卷五第七賢木 ■ 26</p> <p>【はしやうにたてつゝけたるいたし車ともの】</p>	<p>×<sup>[38]</sup>八省 中務 式部 <b>治部</b> <b>民部</b> 兵部</p> <p>刑部 大蔵 宮内省也</p>



<p>② ① 12</p>	<p>② ① 10</p>	
<p>▽<sup>[15]</sup>已上、 ▼<sup>[16]</sup>謂之三公、</p> <p>【已上謂之三公の条】</p>	<p>【左大臣の条】 左大臣一人<small>相当正從二位、唐名大卿、左丞相、左僕射、</small> ▽<sup>[90]</sup>官中事、一向左大臣統領之、故云一上、 関白之人 為左大臣之時、右大臣行一上事、是依関白与奪也、</p>	
<p>▼<sup>[15]</sup>太政大臣左右大臣 臣大新河命即改大臣号曰大連同 ▽<sup>[16]</sup>謂之三公</p> <p>■ 卷一第一桐壺 ■ 27 【右大臣の女御はよせをもく】 [7] 寄重 縁<small>日本紀</small></p> <p>[8] 懿德天皇二年三月申食国政大夫出雲色命為大臣<small>見田事本紀是大臣始載</small></p> <p>[9] 崇神天皇廿三年秋八月丙申朔丁巳大</p>	<p>◆ 又執柄、蒙<small>（真本宣家、唐故）</small>一座宣旨、故称一人又謂一所（↓職13攝政・関白条）</p> <p>▼<sup>[90]</sup>左大臣一上を一の所といふ<small>（或（又）一の人もいふなり（↓職10左大臣条）</small></p> <p>■ 卷二十第卅六手習 ■ 85 【世中の一の所もなにとも思侍らす】</p>	<p>り六位七位は奏受トテ大臣以下相はからひて奏聞する也八位初位は判受とて奏聞までもなくて大臣以下相計也初て五位に叙するを叙爵とも冠給ともいふ也忽は三十階の名にわたれとも是は初たる所をいふ也就中昔は絹笠<small>トイ</small>ふ物を冠<small>ニ</small>す品にしたかひて色々な衫<small>サシ</small>あり大織冠などは其時の正一位にあたる也其後二一位二位といふ事は出来る也又今の漆<small>うるし</small>ぬりの冠を着する事は浄御原天皇御代よりはしまる也</p>

10	<p>① 【左大臣の条】 左大臣一人<small>相当正從、位、爵名大卿、左丞相、左僕射、</small> ▽[90]官中事、一向左大臣統領之、故云一上、関白之人 為左大臣之時、右大臣行一上事、是依関白与奪也、</p>	<p>り六位七位は奏受トテ大臣以下相はからひて奏聞する也八位初位は判受とて奏聞までもなくて大臣以下相計也初て五位に叙するを叙爵とも冠給ともいふ也惣は三十階の名にわたれとも是は初たる所をいふ也就中昔は絹笠<small>トイ</small>ふ物を冠<small>ニ</small>す品にしたかひて色々<small>サシ</small>あり大織冠などは其時の正一位にあたる也其後二一位二位といふ事は出来る也又今の漆<small>うるし</small>ぬりの冠を着する事は淨御原天皇御代よりはしまる也</p>
12	<p>② 【已上謂之三公の条】</p>	<p>■卷一 第一桐壺 ■ 27 【右大臣の女御はよせをもく】 [7] 寄重 縁<small>日本紀</small> [8] 懿德天皇二年三月申食国政大夫出雲色命為大臣<small>具田事本紀是大臣始歟</small> [9] 崇神天皇廿三年秋八月丙申朔丁巳大臣大新河命即改大臣号曰大連同 ▽[15] 太政大臣左右大臣 ▼[16] 謂之三公</p>
② ①	<p>▽[15] 已上、 ▼[16] 謂之三公、</p>	<p>② 【左大臣の条】 左大臣一人<small>相当正從、位、爵名大卿、左丞相、左僕射、</small> ▽[90]官中事、一向左大臣統領之、故云一上、関白之人 為左大臣之時、右大臣行一上事、是依関白与奪也、</p> <p>■卷二十第卅六手習 ■ 85 【世中の一の所もなにとも思侍らず】 ▽[90]左大臣一上を一の所といふ歟<small>真本歟ナシ</small>或(又)一の人ともいふなり(↓職10左大臣条) ◆又執柄、蒙<small>真本宣家、所故</small>一座宣旨、故称一人又謂一所(↓職13摂政・関白条) [91] 又執柄、蒙一座宣旨、故称一人又謂一所(↓職13摂政・関白条)</p>

③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
<p>▼<sup>[17]</sup>異朝三公者、皆則關之官也、為師傅保職、棟梁于諸官、鹽梅于帝道者也、</p>	<p>是故三公無所職、置六卿令掌天下政、</p>	<p>▼<sup>[19]</sup>秦漢以來、有相國左右丞相之(名)、已知庶政異于古三公也、三<sup>[18]</sup>公者、象天之三台星也、</p>	<p>▼<sup>[20]</sup>三槐者、周世外朝權三槐、三公班列其下、槐者懷也、懷遠人之義也、我朝天孫天降給時、天兒屋根命<sup>測</sup>照大神勅為左右之扶翼、如今<sup>(前カ)</sup>之世左右相歟、</p>	<p>▼<sup>[21]</sup>神武東征之後、天下一統、二神之孫、天種子命天富命、又為左右、又上古無大臣号、喚執政之人称食国政申大夫、</p>	<p>(第)十二代</p>	<p>▼<sup>[10]</sup>景行御世<sup>[10]</sup>、初以武内宿祢為棟梁臣、(※職「御世」……中原康雄・甘露寺家本(兼良奥書系)傍書に「イ本字」に作る。)</p>	<p>▼<sup>[11]</sup>成務御宇、初<sup>大</sup>大臣、</p>	<p>▼<sup>[12]</sup>仲哀朝又以大伴武持号大連、大臣大連相並知政事、</p>
<p>▼<sup>[17]</sup>異朝三公、皆則關官也、為師傅保職、棟梁于諸官、塩梅于帝道者也、</p>	<p><sup>[18]</sup>師以道而教謂之師傅以義而記謂之傅保能守道謂之保</p>	<p>▼<sup>[19]</sup>秦漢以來、有相國左右丞相之号、已知庶政異于古三公也、三<sup>(真本三台)</sup>台者、象天之三台星也、</p>	<p>▼<sup>[20]</sup>三槐者、周世外朝權三槐、三公班列其下槐者<sup>ナツル</sup>懷也、懷遠人之義也、我朝天孫天降給時、天兒屋根命<sup>中臣氏祖</sup>、天太玉命<sup>高部氏祖</sup>、奉天照大神勅為左右之扶翼、如今之左右相歟、</p>	<p>▼<sup>[21]</sup>神武天皇東征之後、天下一統、二神之孫、天種子命天富命、又為左右、上古無大臣号、喚執政之人称食国政申大夫<sup>以上職原同記</sup></p>	<p>▼<sup>[10]</sup>景行天皇御宇、初以武内宿祢為棟梁臣</p>	<p>▼<sup>[11]</sup>成務(天皇三年正月孝元天皇後式緒心命子以武内宿祢<sup>因同前</sup>創立)大臣</p>	<p>▼<sup>[12]</sup>仲哀朝又以大伴武持号大連、大臣大連相並知政事、</p>	

\*1 [20] 「職」今之世……《梅》。諸本に見えず。

<p>① 13</p> <p>【榎政閼白の条】</p> <p>榎政閼白者、大臣兼之、或去大臣職帶之、</p>	<p>⑭ ⑬ ⑫</p> <p>爾來代々有大臣大連之任、</p> <p>▼<sup>[13]</sup>皇極天皇四年乙巳、始置左右大臣、止大連、</p> <p>▼<sup>[14]</sup>孝德御宇、以中臣鎌子連始為內臣、</p> <p>⑮</p> <p>▼<sup>[55]</sup>天智朝奉為內大臣、賜藤原朝臣姓、此時其在左右大臣上、其後此官久絶、</p> <p>▼<sup>[56]</sup>至光仁御宇、藤原良繼魚名等任之、初次左右大臣〔之〕下、凡內大臣者、令外之官也、</p> <p>又有太政大臣之時任內大臣、頗似無其謂、又大政大臣者、天智朝初置之、皇子大友任之、天武朝皇子高市又任之、孝謙天皇改云大師、藤原惠美押勝任之、又改云大政大臣、道鏡法師任之、后代皆云大政大臣也、多是贈官也、文德御世、藤原良房任之、</p> <p>忠仁公是也爾來連綿任之、</p>
<p>①</p> <p>▼<sup>[59]</sup>致任大臣執政東三条〔院〕閼白御歌〔見出脚注〕</p> <p>■卷七第十一 落標 ■ 12 【ちしのおと、榎政し給へきよし】</p>	<p>⑭ ⑬ ⑫</p> <p>▼<sup>[13]</sup>皇極天皇四年乙巳、始置左右大臣止大連</p> <p>▼<sup>[14]</sup>孝德天皇大化元年六月以阿倍倉橋丸為左大臣蘇我山田石川麿</p> <p>為右大臣以天織冠中臣鎌子連為內臣</p> <p>■卷七第十一 落標 ■ 10</p> <p>〔源氏の大納言内大臣になり給ぬかすさたまりてつろく所なかりければは、り給なりけり〕</p> <p>⑮</p> <p>▼<sup>[55]</sup>天智天皇八年十月十五日以内大臣大織冠藤原朝臣鎌子始任內大臣、此時位在左右大臣上、封孝德天皇元年鎌子始任內大臣〔不本内臣〕其時大友其後此官久絶、</p> <p>▼<sup>[56]</sup>光仁御宇、藤原良繼魚名等任之、初次左右大臣之下、令外之官也、</p> <p>⑯</p> <p>▼<sup>[57]</sup>左右大臣闕なきによりて内大臣になり給ける也、</p> <p>▼<sup>[58]</sup>かすさたまりてとは内大臣は令外の官なればいふ也、</p>

⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②
<p>▼[70]是本朝以人臣為攝政之初也、爾降彼一門為執柄之臣也、</p>	<p>▼[68]齊明天皇御宇、皇太子中大兄皇子又攝政、</p> <p>▼[69]清和天皇幼而即位、外<small>圓</small>忠仁公奉文德遺詔而攝政、</p>	<p>▼[68]齊明天皇御宇、皇太子中大兄皇子又攝政、</p> <p>▼[69]清和天皇幼而即位、外<small>圓</small>忠仁公奉文德遺詔而攝政、</p>	<p>▼[67]〔其後〕推古天皇朝、皇太子厩戸皇子<small>〔阿衡也〕</small>攝政、</p>	<p>▼[66]本朝仲哀崩、皇后攝政、平三韓而傳筑紫誕生皇子、々々在襁褓皇后猶攝政、遂臨天下六十余年、雖同正帝奉稱攝政、</p>	<p>▼[64]闕白者、漢宣帝立霍光猶執政、非幼主之故、霍光還政、宣帝猶重其人、令闕<small>〔白〕</small>万機、闕白之号自此而始、云々、</p>	<p>▼[63]然乃以周公且霍光為濫觴是也、</p> <p>▼[64]闕白者、漢宣帝立霍光猶執政、非幼主之故、霍光還政、宣帝猶重其人、令闕<small>〔白〕</small>万機、闕白之号自此而始、云々、</p>	<p>▼[62]漢昭帝<small>〔又〕</small>幼而即位、博陸侯霍光奉武帝遺詔攝政如周公故事、</p>	<p>▼[61]周成王幼而即位、叔父周公旦攝政、是今攝政之義也、</p>	<p>東三条入道攝政<small>〔以〕</small>、來例也、</p> <p>▼[60]凡此職者、異朝唐堯時、拳舜為攝政、殷湯以伊尹為阿衡、<small>〔当攝政也〕</small></p>
<p>▼[71]闕白 陽成天皇元慶四年十一月八日詔右大臣正二位藤原朝臣基經<small>〔明宣公〕</small>始為</p>	<p>▼[68]齊明御宇、皇太子中大兄皇子又攝政、</p> <p>▼[69]清和天皇幼而即位、外<small>圓</small>太政大臣從一位藤原朝臣良房<small>〔忠仁公〕</small>奉文德遺詔而攝政、</p> <p>貞觀八年八月十九日始蒙攝政宣<small>〔去天安二年十一月七日始行内外卿事〕</small></p>	<p>▼[68]齊明御宇、皇太子中大兄皇子又攝政、</p> <p>▼[69]清和天皇幼而即位、外<small>圓</small>太政大臣從一位藤原朝臣良房<small>〔忠仁公〕</small>奉文德遺詔而攝政、</p>	<p>▼[67]推古天皇朝、皇太子厩戸皇子<small>〔阿衡也〕</small>攝政、</p>	<p>▼[66]本朝仲哀天皇崩、後皇后攝政、平三韓而傳筑紫誕生皇子、々々在襁褓皇后猶攝政、遂臨天下六十余年、雖同正帝奉稱攝政、</p> <p>其後履中天皇二年以平群竹宿稱為攝政</p>	<p>▼[64]闕白者、漢宣帝云霍光猶執政、非幼主之故、霍光還政、宣帝猶重其人、令闕<small>〔白〕</small>万機、闕白之号自此而始云々、</p>	<p>▼[63]然乃以周公且霍光為濫觴<small>〔也〕</small>、</p> <p>▼[64]闕白者、漢宣帝云霍光猶執政、非幼主之故、霍光還政、宣帝猶重其人、令闕<small>〔白〕</small>万機、闕白之号自此而始云々、</p>	<p>▼[62]漢昭帝<small>〔又〕</small>幼而即位、博陸侯霍光奉武帝遺詔攝政如周公故事、</p>	<p>▼[61]周成王幼而即位、叔父周公旦攝政</p>	<p>▼[60]攝政、異朝唐堯時、拳舜為攝政、殷湯以伊尹為阿衡、<small>〔阿、伊也、衡、八也〕</small></p>

<p>⑬ ⑭</p> <p>政大臣<small>（實本）</small>兼着関白右大臣<small>（實本）</small>忠道法性寺殿上、是遷迓例也、</p> <p>然而閑院太政大臣<small>（實本）</small>公季<small>（實本）</small>着関白内大臣<small>（實本）</small>賴通宇治殿上、久我太政大臣<small>（實本）</small>兼着関白右大臣<small>（實本）</small>忠道法性寺殿上、是遷迓例也、</p>	<p>関白<small>（實本）</small>元彬政是又関白之元始也</p> <p>[72] 昔景行天皇五十一年八月以武内宿祢為棟梁<small>（實本）</small>無彬政号</p> <p>[73] 履中天皇二年始置執事四人<small>（實本）</small>執政類敷</p> <p>[74] 誉田天皇代平群木菟宿祢為攝政</p> <p>■ 卷二十第卅六手習 ■ 85 【世中の一の所もなにも思侍らす】</p> <p>◆ [90] 左大臣一上を一の所といふ<small>（實本）</small>或<small>（實本）</small>（又）一の人ともいふなり（↓職10左大臣<small>（實本）</small>）</p> <p>■ 臣条 ■</p> <p>▼ [91] 又執柄、兼一座<small>（實本）</small>宣旨、故称一人又謂一所</p>
<p>①</p> <p>▼ [45] 大納言<small>（實本）</small>唐名面相、命四人、▼ [4] 相当正従三位、</p> <p>其職掌、与右大臣以上參議天下事、云々、然者大臣不候之間、奏行与大臣同、故云垂相之官也、</p> <p>▼ [2] 異朝上古少師少傅少保、是云三孤、又云三少、是三公之式也、故云垂相、漢以來<small>（實本）</small>為御史大夫者、<small>（實本）</small>転丞相、依之有垂相之号、</p>	<p>■ 卷一第一桐壺 ■ 19</p> <p>【ちゝの大納言】</p> <p>▼ [4] 相当従三位、</p> <p>[1] 天武天皇元年改御史大夫蘇我果安巨勢比登臣紀大人臣已上三人始任大納言</p> <p>天長五年三月八日夏野始任權大納言</p> <p>▼ [2] 異朝上古少師少傅少保、是云三孤又云三少是三公之式也、<small>（實本）</small>明也<small>（實本）</small>則也故云垂相、漢以來<small>（實本）</small>為御史大夫者、<small>（實本）</small>時転丞相、依之有垂相之号、</p> <p>■ 卷六第十明石 ■ 77</p> <p>【もとの御位あらたまりてかすよりほかの權大納言になり給】</p> <p>▼ [45] 大納言正員令四人相当従三位</p>

\*2 「十人」……諸本異同なし。「公卿補任」「官職秘抄」は七人とする。

	⑦	⑥	⑤	④
	<p>然而御史職当今彈正、其職不叶<small>〔愛〕</small>称徳御世、<small>〔世〕</small>号而御史之職相当今之彈正、其職參差<small>〔愛〕</small>、<small>〔世〕</small>暫改大納言号为御史大夫、是故大納言、唐称徳天皇御世、暫改大納言為御史大夫、是名<small>〔愛〕</small>御史大夫、不叶旧式者也、</p> <p>故大納言、唐名<small>〔愛〕</small>御史大夫、不叶旧式者也、</p> <p>〔3〕令正員四人也、</p> <p>〔5〕〔46〕寛平御宇為正二人權一人其後權官加増、</p> <p>〔6〕〔47〕高倉院御宇、初為十人、</p> <p>〔6〕〔47〕高倉院御宇、初為十人、</p> <p>先朝御時被定六人、凡当官（者）、人臣之重職也、可昇大臣之人任之、而光頼卿以來、為大夫輩又任之、而至今為重寄、</p>	<p>〔6〕高倉院御宇、初為十人</p>	<p>〔3〕令云正員四人</p> <p>〔5〕寛平為正二人權一人其後權官加増、</p> <p>〔6〕高倉院御宇、初為十人</p>	<p>〔46〕寛平為正二人其後權官加増、</p> <p>〔47〕高倉院御宇、初為十人</p>
	<p>〔48〕天武天皇元年改御史大夫于時三人為大納言</p> <p>〔49〕淳和天皇天長五年三月八日以夏野始任權大納言</p> <p>〔50〕永觀元年八月始置四人</p> <p>〔51〕長和二年六月又置五人<small>〔藤原賴通加任〕</small></p> <p>〔52〕又慶雲二年四月十七日 勅曰依官員令大納言四人職掌既比大臣官位中納言三人以補大納言不足同日勅大納言二員為定更置中納言三人以補大納言不足也仍至于中納言者是令外也公卿正員者 太政大臣 左右大臣各</p>			

<p>⑥ 四位参議任之時、執筆人即書從三位之、人数〔近代〕為十人、先朝被定八人、</p> <p>⑤ 其後又不同、凡任当官者、参議勞廿年以上、檢非違使別当・大弁宰相・摂政関白子為二位・三位中將者、近</p> <p>④ 代大息、三位中將等直任、非旧義者也、納言以上、殊可撰其人之官也、</p>	<p>① 中納言<small>令外官也、權官兼有之、唐名納言、龍作、黃門、</small></p> <p>② ◆〔75〕<u>持統天皇六年</u>、始置<u>此官</u>、其後罷之、</p> <p>③ ×〔76〕大宝二年、定官位令日無此官、仍為令外歟、</p> <p>④ ×〔77〕但慶雲四年又置之、相当三位也、</p>	<p>15</p>	<p>16</p> <p>■ 卷七第十一 藩標 ■</p> <p>【宰相中將權中納言になり給】</p> <p>一人 大納言二人 中納言三人 参議八人 合十六人<small>寛平選誦詞也</small></p> <p>◆〔53〕公卿為正員代々時によりて加増する也且大納言増減事見端仍光源氏權大納言加任せられる也而每人（員）よりほかの大納言を権大納言と心えたる無念事也それはかすよりほかの大納言とあるへし権大納言とかくへからず権大納言の員數に猶加任せられたる也（※職原抄記載に複數の関連が指摘できる箇所。総記の体裁を採つた記述になっている。職原抄の内容をまとめて記述したか……）</p> <p>◆〔75〕<u>持統天皇御宇</u>、始置<u>中納言藤原朝道</u>、</p> <p>×〔76〕大宝元年止之、為散位</p> <p>×〔77〕慶雲二年四月以粟田真人高向朝臣鷹阿部宿禰磨更為中納言</p> <p>×〔78〕天平勝宝八年以藤原永平始為權中納言<small>此殿<small>被歟（真本殿ナシ）</small>後員數定</small></p> <p>〔79〕長和四年二月始置八人源経房加任權中納言</p>
--	--	-----------	---



<p>① 354</p> <p>▼<sup>[28]</sup>藏人所</p> <p>▼<sup>[26]</sup>大藏省<small>別名大府卿</small></p> <p>▼<sup>[27]</sup>周礼地官、<sup>[戸]</sup>部之属歟、本朝別置当省、不叶異朝之准拠者也、此省掌諸国租税、諸公事之時、成<sup>[功切]</sup></p> <p>下文令支配<sup>[下]</sup>国々矣、</p>	<p>② 171</p> <p>▼<sup>[26]</sup>大藏省<small>別名大府卿</small></p> <p>▼<sup>[27]</sup>周礼地官、<sup>[戸]</sup>部之属歟、本朝別置当省、不叶異朝之准拠者也、此省掌諸国租税、諸公事之時、成<sup>[功切]</sup></p> <p>▼<sup>[28]</sup>藏人所</p>	<p>④ ③</p> <p>▼<sup>[25]</sup>漢朝尚書<small>〔即〕</small>親近之官也、仍口含雞舌香、手握蘭、故此云握蘭之職也、</p> <p>▼<sup>[24]</sup>尚書者、管轄之任、權衡之職也、尤可揆其人、上象七星故也、</p> <p>▼<sup>[25]</sup>漢朝尚書<small>〔郎〕</small>親近之官也、仍口含雞舌香手握蘭、故此云握蘭之職也、</p> <p>▼<sup>[26]</sup>大藏省<small>別名大府卿</small></p> <p>▼<sup>[27]</sup>周礼地官、<sup>[吏]</sup>部之属歟、本朝別置当省、不叶異朝之准拠者也、此省掌諸国租税、諸公事之時、成<sup>[功切]</sup></p> <p>▼<sup>[28]</sup>藏人所</p>	<p>② 22</p> <p>▼<sup>[25]</sup>漢朝尚書<small>〔郎〕</small>親近之官也、仍口含雞舌香、手握蘭、故此云握蘭之職也、</p> <p>▼<sup>[24]</sup>尚書者、管轄之任、權衡之職也、尤可揆其人、上象七星故也、</p> <p>▼<sup>[23]</sup>元明天皇和銅五年十一月辛巳加左右弁官<small>史生各六人通前十六員</small></p> <p>▼<sup>[22]</sup>藏人所</p>
--	---	--	---

\*3 即……甘本・中本は郎を入れる。「尚書」だけで弁官の唐名なので郎は不要。或いは「即」がもと存したのであろうか。

② ▼<sup>[29]</sup>嵯峨天皇御宇、弘仁年中<sup>[初]</sup>置之、撰異朝侍中内侍等職、彼侍中尤為重任、

③ ▼<sup>[30]</sup>内侍者宦者<sup>〔之〕</sup>任也、

④ 或有卑之代、或有貴之時、古來宦者知事、先賢之所謗也、唐玄宗以内侍高力士為一品將軍、爾降内侍執文武之柄、逐亡唐祚、依之執政之官、太惡宦者、云々、

(※親房の評言の削除。高力士が楊貴妃を見出した功績により、一品將軍に任せられたことが、唐祚を脅かすことに繋がった故事が憚られる故か。)

⑤ ▼<sup>[31]</sup>本朝不必然、弘仁以往、少納言及侍從為近習宣傳之職、

⑥ ▼<sup>[32]</sup>而<sup>[此]</sup>御宇初置当所、以公卿第一人為別当、左大臣別出、起滿朝也、

⑦ ▼<sup>[33]</sup>四位侍<sup>〔臣〕</sup>中、殊撰補其人為頭、同上古<sup>[五位頭]</sup>近

⑧ ▼<sup>[34]</sup>五位中又撰補三人、六位中又撰補四人、謂之職事、

⑨ ▼<sup>[35]</sup>又為要籍駁仕、六位中撰良家子令候殿上、謂之非藏人、

⑩ 凡殿上事、頭以下職事所奉行也、依之聽昇殿輩併以頭為買首、雖位階上屬、必着其座下、是流例也、但非參議大弁、独不着其下云々、重其職故歟、執頭輩、雖大弁猶着其下也、

【諸国】凡国司の条】

■卷十九第三十三東屋■ 3 【かみのことは】

▼<sup>[29]</sup>嵯峨天皇御宇、弘仁年中<sup>[始]</sup>置之、撰異朝侍中内侍等職、彼侍中尤為重任、

▼<sup>[30]</sup>内侍者宦者<sup>〔之〕</sup>任也、

▼<sup>[31]</sup>本朝、弘仁以往、少納言及侍從為近習宣傳之職、

▼<sup>[32]</sup>而<sup>[弘]</sup>仁初置当所以公卿第一人為別当、左大臣流例也、

▼<sup>[33]</sup>四位侍<sup>〔臣〕</sup>中、撰其人為頭、上古<sup>[五位頭]</sup>有例

▼<sup>[34]</sup>五位中又撰補三人、六位中又撰補四人、近代五人、謂之職事、

▼<sup>[35]</sup>又為要籍駁仕、六位中撰良家子令候殿上、謂之非藏人

<p>③</p> <p>◆[83] 天平宝字二年、勅諸国司以四ヶ年為任限、</p>	<p>①</p> <p>凡国司者、相当五位<small>(以)</small>下也、然而雖四位已上、或隨其望、或応其撰、古來之例也、或說歷七ヶ国受領、合格之吏、勤公文了拜參議、云々</p> <p>白河院仰、但可依其才云々、</p> <p>②</p> <p>▼[86] 又太守者、為親王置之、親王任時、不知吏務、仍件国以介為守、乃令<small>闕</small>吏務也、</p> <p>③</p> <p>守者、多是遥授之官也、參議二三位中將少納言等必兼之、</p> <p>④</p> <p>又殿上六位藏人、叙位之時、預爵者、即任權守、又例也、納言以上貶謫之時、任諸国權守也、仍常儀、參議兼国任納言之日、即止之、介權介者、弁官近衛中少將等兼之、</p> <p>⑤</p> <p>【(諸国) 太宰府の条】</p> <p>太宰府<small>被筑前国、当麻大船督府、</small></p> <p>⑥</p> <p>聖武天皇天平十五年、始置筑紫鎮西府、是先有太宰府号云々、</p>
<p>◆[83] 宝字二年九月丁丑始始以百廿日為交替程十月甲子国司以四年為任限<small>国史</small></p>	<p>守子共是舊隸介也</p> <p>▼[86] 太守者、為親王置之、親主任時、不知吏務、仍以介為守、乃令<small>闕</small>吏務<small>四</small></p> <p>[87] 此故二今の介を守といふ歟</p> <p>[88] 又当国守、凡人任時止大字只守に任する例もある也、</p> <p>[89] 裏書云常陸上野兩國之外、親王不任、諸王ハ宮達御事也</p> <p>■ 卷第十七玉鬘 ■ 15 【少式にんはて、のほりなんとするに】</p> <p>[80] 仁徳天皇四年始置諸国史<small>少式任限事</small></p> <p>[81] 仁明天皇承和元年七月勅諸国守介云以四年可為限、但陸奥出羽太宰府是云官国始自筑前等避在千里以五ヶ年可為任限也</p> <p>[82] 天平十五年十月辛卯始置鎮西府</p>

<p>419</p> <p>③</p> <p>【諸国】筑前云々の条</p>	<p>④</p> <p>◆[84]宝亀十一年、勅太宰任限為五年云々、凡当府都管九国二島、別帝筑前也、</p> <p>①</p> <p>【諸国・太宰府】權帥の条</p> <p>權帥</p> <p>納言已上、若前官、任之、中古以來例、於正帥者擬親王官、承府務人任權也、或又任正、依時宜歟、</p> <p>②</p> <p>▼[42]為大臣之人、左遷之<sup>時</sup>任權帥、(然)而不可知府務也、</p> <p>凡於帥者、令条所定也、已為高官、仍重其仁、雖花族又任之、</p> <p>415</p> <p>①</p> <p>【諸国・太宰府】大式の条</p> <p>大式<small>無權官、相當從四位下、唐名都督大觀</small></p> <p>②</p> <p>近代例、多以參議散二三位等任(之)非參議四位、又有其例、</p> <p>▽[44]有權帥者不任大式、任大式者不任權帥、雖無其謂、(已)為流例、多是以名家人任之、</p>	<p>④</p> <p>◆[84]宝亀十一年、勅太宰任限為五年云々、凡当府都管九国二島、別帝筑前也、</p> <p>①</p> <p>【諸国・太宰府】權帥の条</p> <p>權帥</p> <p>納言已上、若前官、任之、中古以來例、於正帥者擬親王官、承府務人任權也、或又任正、依時宜歟、</p> <p>②</p> <p>▼[42]為大臣之人、左遷之<sup>時</sup>任權帥、(然)而不可知府務也、</p> <p>凡於帥者、令条所定也、已為高官、仍重其仁、雖花族又任之、</p> <p>415</p> <p>①</p> <p>【諸国・太宰府】大式の条</p> <p>大式<small>無權官、相當從四位下、唐名都督大觀</small></p> <p>②</p> <p>近代例、多以參議散二三位等任(之)非參議四位、又有其例、</p> <p>▽[44]有權帥者不任大式、任大式者不任權帥、雖無其謂、(已)為流例、多是以名家人任之、</p>
<p>(再掲) ■■卷第六第九須磨 ■■69 【このちくせんのかみそまられる】</p>	<p>■ ■■卷第六第九須磨 ■■70 【御ありさまかちるにそちよりはしめ】</p> <p>▽[43]文武天皇大宝二年八月十六日以大納言正三位石上磨<small>式部卿</small>兼任大宰帥是始也</p> <p>▽[44]さきには大式といひいまは帥といへり如何正帥は擬親王官仍承府務之人任權但有權帥者不任大式任大式之間不任權帥流例也今大式知府務之故擬以云帥歟</p>	<p>(※統日本紀記事の節略による誤認。)</p> <p>◆[84]宝亀十一年、八月庚申太宰府任限増為五年</p> <p>■ ■■卷第六第九須磨 ■■69 【このちくせんのかみそまられる】</p> <p>(▽)筑前守、雖為都督所帶守以下官如例、) ↓職<sup>419</sup>參照</p> <p>[41]采花物語帥殿つくしにおはしつきたるにそのおりの大式有国朝臣なりかくとさく御まうけいみしうつかうまつりわか子の広業してきこゆる京の事おほつかなかくおとろきなからまいるへく侍るに九国の守にてさすかにおもひのまゝにもまいらぬよし申させたり</p> <p>▼[42]大臣、左遷之<sup>時</sup>任權帥、然而不可知府務、仍大式知府務也</p>

<p>① ▼[40]筑前<small>□</small> 豊為都督所帯守以下官如例、</p> <p>筑後大、肥前大、ノ上、肥後大、豊前上、豊後上、日向中、大隅中、薩摩中、</p> <p>③ 謂之九国</p>	<p>▼[40]筑前<small>守</small>、雖為都督所帯守以下官如例、</p> <p>[41]栄花物語帥殿つくしにおはしつきたるにそのおりの大式有国朝臣なりかくと きゝて御まうけいみしうつかうまつりわか子の広業してきこゆる京の事おほつ かなくおとろきなからまいるへく侍るに九国の守にてさすかにおもひのまゝに もまいらぬよし申させたり</p> <p>(▽)[42]大臣、左遷之日任権帥、然而不可知府務、仍大式知府務也) ↓職<sup>414</sup></p>
---	--

※詳細表（資料二）『河海抄』校異（順序を『河海抄』の記載順に改めてある）

兼一職…當一当…太一意によって「大」に改めたものもある…勅一勅…傳一伝…餘一余

《兼》天理善本叢書収載伝一条兼良写本

《不》《真》《菅》は、角川書店版の異本校異に従う。

《無》無窮会図書館神習文庫蔵本 全五冊（カ一〇五七―一〇五七―一〇五七―一〇五七―一〇五七）

奥書（第五冊末尾）

写本之奥書云

此河海抄全部冊拾者勸修寺殿兼相

之本願許借令写之遂校合之功耳

寛永十八辛巳仲夏（六月）下浣

前出納華庵（前出納華庵）

■卷一第一桐壺■19 ↓職 14

【ちゝの大納言】

[1]天武天皇元年改御史大夫蘇我果安巨勢比登臣紀大人臣已上三人始任大納言天長五年三月八日夏野始任權大納言

▼[2]異朝上古少師少傅少保、是云三孤又云三少是三公之式也、助也

而朝也故云丞相、漢以來為御史大夫者、時転丞相、依之有丞相之号而御史之職相当今之彈正、其義參差歟、称徳天皇御宇、暫改大納言為御史大夫、是故大納言、唐名称御史大夫、不叶旧式者也、

▼[3]令云正員四人

▼[4]相当從三位、

▼[5]寛平為正二人權一人其後權官加増、

▼[6]高倉院御宇、初為十人

[1]大人―《兼》《無》大夫人止

[2]三少是三公之一《無》三少三公之…暫改―《兼》暫雖

[3]令云―《兼》令曰

[6]高倉院―《兼》高倉院順徳殿

■ 卷一 第一桐壺 ■ 27 ↓ 職 12

【右大臣の女御はよせをもく】

〔7〕寄重 縁日本紀

〔8〕懿德天皇二年三月申食国政大夫出雲色命為大臣見田事本紀是大臣始歟

〔9〕崇神天皇廿三年秋八月丙申朔丁巳大臣大新河命即改大臣号曰大連同

大連同

▼〔10〕景行天皇御宇、初以武内宿祢為棟梁臣

▼〔11〕成務天皇三年正月孝元天皇後式緒心命子以武内宿祢改立大臣癸酉朔己卯

臣

▼〔12〕仲哀朝又以大伴武持号大連、大臣大連相並知政事、

▼〔13〕皇極天皇四年乙巳、始置左右大臣止大連

▼〔14〕孝德天皇大化元年六月以阿倍倉橋丸為左大臣

蘇我山田石川麿為右大臣以大織冠中臣鎌子連為内臣

▽〔15〕太政大臣左右大臣

▽〔16〕謂之三公

▼〔17〕異朝三公、皆則闕官也、為師傅保職、棟梁于諸官、塩梅于

帝道者也、

〔18〕師以道而教謂之師傅以義而記謂之傅保能守道謂之保

▼〔19〕秦漢以來、有相国左右丞相之号、已知庶政異于古三公也、  
（真本三公）

三台者、象天之三台星也、

▼〔20〕三槐者、周世外朝植三槐、三公班列其下槐者ナツケル懷也、懷

遠人之義也、我朝天孫天降給時、天兒屋根命中臣氏祖、天太玉命著

〔7〕縁―《兼》《無》縁ヨセ・紀―《無》記

〔8〕政大夫―《兼》改大夫

〔11〕孝元天皇後式緒心命子武内宿祢改―《兼》癸酉朔己卯有奏勅賜心命子

以武内宿祢改《無》癸酉朔己卯孝元天皇後式緒心命子以武内宿祢改

蘇我―《無》以蘇我…内臣―《兼》内大臣《無》内大臣校本二人字無…

※【職】は「内臣」

〔14〕蘇我―《無》以蘇我…内臣―《兼》内大臣《無》内大臣…

〔18〕記謂之傅保能守道―《兼》記謂之傅保能道

〔19〕三台者―《真》三公者

〔20〕懷―《兼》懷…天降―《無》天降此字校本ニ無

▼[34]五位中又撰補三人、六位中又撰補四人、近代五人、謂之職事、

▼[35]又為要籍駟仕、六位中撰良家子令候殿上、謂之非藏人

■卷三第三若紫 ■ 31 ↓ (×職01)

【くら人よりことしかうふりえたるなりけり】

×[36]推古天皇十一年十二月戊辰朔壬申始制冠位十二階、各有

差十二年春正月戊戌朔始制冠位於諸臣、各有差是叙位始也

故比准八義一宜制爵位一其孝者天也紫冠為一忠者日也錦

冠為一仁者月也緇冠為一三悌者星也纁冠為一四義者辰也緋冠為

一五礼者聖也深緑為一六智者賢也淺緑為一七信者神也深纁為一八

祗者祗也淺纁為一九其地者母也因号立身黄冠為一十自今以後

永為恒式一

以上先代旧事本紀

[37]かうふり給とは爵を賜也五位より爵位ノ初也是本紀イ三みえたり凡一

位より初位まで合て九の品あり其中正従上下を分は三十階也五位

以上は勅受トテ君よりさつける位なり六位七位は奏受トテ大

臣以下相はからひて奏聞する也八位初位は判受とて奏聞までもな

くて大臣以下相計也初て五位に叙するを叙爵とも冠給ともいふ也

惣は三十階の名にわたれとも是は初たる所をいふ也就中昔は絹笠ト

いふ物を冠す品にしたかひて色々の衫サシあり大織冠などは其時の正

一位にあたる也其後二位二位といふ事は出来る也又今の漆うるしぬり

の冠を着する事は浄御原天皇御代よりはしまる也

■卷五第七賢木 ■ 26 ↓ (×職01)

【はしやうにたてつ、けたるいたし車ともの】

[35]駟仕―《無》駟任

[36]《無》この項の前に「巡給心也」あり冠位―《兼》冠位

[37]是―《真》《兼》本紀、《無》本紀位なり―《無》位也いふ也

惣―《無》云也惣初たる所をいふ也―《兼》初たる所を云也いふ

也就―《無》云也就絹笠したかひて―《無》右傍記「裏書云纁ノ

様ナル物カ今ノ代ニナシヤ衫ナトニ常ニ絹笠マイラスト云是カ可尋」い

ふ物を―《無》云物をいふ事は出来る也―《兼》いふ事は出来也《無》

云事は出来る也事は浄―《無》事浄



『河海抄』の作られ方（相田）

<p>▼[30]内侍者官者之任也、 ▼[31]本朝、弘仁以往、少納言及侍従為近習宣伝之職、 ▼[32]而弘仁初置当所以公卿第一人為別当<small>左大臣流例也、</small> ▼[33]四位侍臣中、撰其人為頭、上古五位頭有例</p>	<p>部氏祖、奉天照大神勅為左右之扶翼、如今之左右相歟、 ▼[21]神武天皇東征之後、天下一統、二神之孫、天種子命天富命、又為左右、上古無大臣号、喚執政之人称食国政申大夫<small>以上親房即記</small> ■卷一第一桐壺■143↓職22 【右大弁】 [23]元明天皇和銅五年十一月辛巳加左右弁官<small>史生各六人通前十六員</small> ▼[24]尚書者、管轄之任、權衡之職也、上象七星<small>七弁也</small>故也、 ▼[25]漢朝尚書郎親近之官也、仍口含鷄舌香手握蘭、故云握蘭之職也、 ■卷一第一桐壺■175↓職171・職354〔24〕以降〕 【大藏卿藏人つかうまつる】 ▼[26]大藏省 ▼[27]周礼地官、吏部之属歟、本朝別置当省、不叶異朝之准拠者歟、此省掌諸国租税、諸公事之時、成切<small>チリククセル</small>下文令支配一國々者也、</p>	<p>[21] 以上親房即記   《兼》(ナシ) [23] 弁官   《兼》弁・員<small>イニ</small>   《兼》《無》員 [24] 之任   《兼》《無》之仁<small>七弁也</small>   《無》七弁之故也</p>
<p>[33] 侍臣……【職】関東系「侍従」</p>	<p>[27] 切<small>チリククセル</small> 下   《兼》功下…《無》切下……【職】関東系(梅真)「功下」配一國   《兼》配國</p>	<p>[30] 官者   《兼》官省……【職】宦者</p>

×[38]八省 中務 式部 治部 民部 兵部 刑部 大藏 宮内省也

×[39]孝徳天皇大化四年二月始置之

■卷第六第九須磨 69 ↓職 414 [40]・職 419 [42]

【このちくせんのかみそまいる】

▽[40]筑前守、雖為都督所帶守以下官如例、

[41]榮花物語帥殿つくしにおはしつきたるにそのおりの大式有国朝

臣なりかくとき、御まうけいみしうつかうまつりわか子の広業し

ときこゆる京の事おほつかなくおとろきなからまいるへく侍るに九

国の守にてさすかにおもひのま、にもまいらぬよし申させたり

▽[42]大臣、左遷之日任権帥、然而不可知府務、仍大式知府務也

■卷第六第九須磨 70 ↓職 415

【御ありさまかちるにそちよりはしめ】

[43]文武天皇大宝二年八月十六日以大納言正三位石上磨式部物部字麻男 兼任 大宰帥是始也

▽[44]さきには大式といひいまは帥といへり如何正帥は擬親王官仍

承府務之人任權但有權帥者不任大式任大式之間不任權帥流例也

今大式知府務之故擬以云帥歟

■卷第六第十明石 77 ↓職 14

【もとの御位あらたまりてかすよりほかの權大納言になり給】

▽[45]大納言正員令四人相当從三位

▼[46]寬平為正二人其後權官加増、

[38]宮内省也―《兼》宮内也…刑部―《無》形部

[40]《無》(補入)

[41]まつりわか―《無》まつり我…きこゆる―《真》《兼》きこゆ《無》

聞ゆる…おもひの―《兼》思ひの

[42]《兼》〔44の次にあり〕《無》(補入)

[43]《無》〔44の次にあり〕頭注校異(文武―校本云文武)…石上磨式部物部字麻男

―《兼》石上磨兼領別部物部字麻男

[44]《無》〔44の前にあり〕頭注部校異(いひいま―云今…)…さき―

《兼》以前…いひ―《無》あるに…正帥く帥歟―《無》藏大式帥にか

はりて宰府の政をすればかくいふ歟帥代也…いまは―《兼》今は…《兼》

(この次に[42]あり)…問不任―《無》日不任

[45]納言正員令四―《兼》納言三人正員令三云四《無》納言令云四

[46]二人其後權官加増―《兼》二人權一人《無》二人權一人其後權

▼<sup>[47]</sup>高倉御宇、初為十人

<sup>[48]</sup>天武天皇元年改御史大夫于時三人為大納言

<sup>[49]</sup>淳和天皇天長五年三月八日以夏野始任權大納言

<sup>[50]</sup>永觀元年八月始置四人

<sup>[51]</sup>長和二年六月又置五人藤原朝追加任

<sup>[52]</sup>又慶雲二年四月十七日 勅曰依官員令大納言四人職掌既比大臣官位中納言三人以補大納言不足同日勅大納言二員為定更置中納言三人以補大納言不足也仍至于中納言者是令外也公卿正員者 太

政大臣 左右大臣各一人 大納言二人 中納言三人 參議八人

合十六人寛平遷議制也

<sup>[53]</sup>公卿為正員代々時によりて加増する也且大納言増減事見端仍

光源氏權大納言加任せられける也而每人(員)よりほかの大納言

を權大納言と心えたる無念事也それはかすよりほかの大納言とある

へし權大納言とかくへからず權大納言の員數に猶加任せられたる也

■卷七第十一落標■ 10 ↓ 職 12

【源氏の大納言内大臣になり給ぬかすきたまりてくつろく所なかりければく

は、り給なりけり】

<sup>[54]</sup>内大臣

▼<sup>[55]</sup>天智天皇八年十月十五日以内大臣大織冠藤原朝臣鎌子始任

内大臣、此時位在左右大臣上、去孝徳天皇元年鎌子始任内大臣其時兼大宰其後

此官久絶、

▼<sup>[56]</sup>光仁御宇、藤原良繼魚名等任之、初次左右大臣之下、令外

之官也、

官加増〔5〕に同じ〕

<sup>[47]</sup>御宇―《兼》御幸…初―《無》初テ

<sup>[49]</sup>以夏野―《無》以中納言左近衛大将清原夏野

<sup>[52]</sup>曰依官―《無》曰官…大臣官位―《兼》大臣位

<sup>[53]</sup>為正員代々―《真》正員《兼》乃正員…每人(員)よりほかの大

納言を權大納言と心えたる無念事也それは―《真》每人よりほかの大

納言を權大納言と心えたる無念事也さらは《兼》每人かすと斗心得た

るにはよりほかの大納言を權大納言無念事也さらは《無》每人かすよ

りほかの大納言を權大納言と心えたる無念之事也さては…かくへから

ず―《兼》書へからず

<sup>[55]</sup>鎌子―《無》鎌子去孝徳―《真》孝徳…任内大臣―《不》《兼》《無》

<sup>[56]</sup>光仁―《兼》《無》至光仁

<sup>[54]</sup>内大臣

<sup>[55]</sup>天智天皇八年十月十五日以内大臣大織冠藤原朝臣鎌子始任

内大臣、此時位在左右大臣上、去孝徳天皇元年鎌子始任内大臣其時兼大宰其後

此官久絶、

▼<sup>[56]</sup>光仁御宇、藤原良繼魚名等任之、初次左右大臣之下、令外

之官也、

之官也、

之官也、

之官也、

之官也、

[57] 左右大臣闕なきによりて内大臣になり給ける也、

[58] かすきたまりてとは内大臣は令外の官なればいふ也、

■ 卷七第十一 澤標 ■ 12 ↓ 職 13

【ちしのおと、摂政し給へきよし】

[59] 致任大臣執政東三条院 関白例敷（見出脚注）

[60] 摂政、異朝唐堯時、拳舜為摂政、殷湯以伊尹為阿衡阿八伊也衡八平也

[61] 周成王幼而即位、叔父周公旦摂政

[62] 漢昭帝又幼而即位、博陸侯霍光奉武帝遺詔摂政如周公故事、

[63] 然乃以周公旦霍光為濫觴（也）、

[64] 関白者、漢宣帝云霍光猶執政、非幼主之故、霍光還政、宣

帝猶重其人、令関白万機、関白之号自此而始云々、

[65] 本朝仲哀天皇崩、後皇后摂政、平三韓而掃筑紫誕生皇子、

々々在襁褓皇后猶摂政、遂臨天下六十余年、雖同正帝奉称摂政

[66] 其後履中天皇二年以平群竹宿称為摂政

[67] 推古天皇朝、皇太子厩戸皇子帝時也摂政、

[68] 齐明御宇、皇太子中大兄皇子又摂政、

[69] 清和天皇幼而即位、外舅太政大臣從一位藤原朝臣良房忠仁公

奉文德遺詔而摂政、貞觀八年八月十九日始蒙摂政宣下去天安二年十一月七日始行内外曆事

月七日始行内外曆事

▼ [70] 是以人臣（為）摂政之初也、爾降彼一門為執柄之臣、

[71] 関白 陽成天皇元慶四年十一月八日詔右大臣正二位藤原朝臣

基經昭宣公始為関白元摂政是又関白之元始也

[72] 昔景行天皇五十一年八月以武内宿称為棟梁臣無摂政号

[57] なり給一《無》成給

[58] いふ也一《兼》いふなり《無》云也

[59] 致任一《兼》《無》致任…三条院関白一《無》三条関白

[60] 阿衡一《兼》阿衡《無》阿衡阿八伊也衡八平也東三条関白例敷…

[61] 周成王幼而即位、叔父周公旦摂政

[62] 而即位博陸侯霍一《兼》而位博陸優霍《無》

而即位博陸霍

[63] 濫觴（也）一《兼》《無》濫觴

[64] 云霍光一《兼》霍光…関白之号一《兼》関白号

[65] 皇子々々一《兼》皇子云々

[66] 其後履中天皇二年以平群竹宿称為摂政

[67] 《兼》（ナシ）…子帝姓也一《無》子也帝姓

[68] 《兼》（ナシ）

[69] 外曆事一《兼》外事爾和帝即位日

[70] 《兼》（ナシ）

[71] 是又一《無》是亦

[72] 昔一《兼》又

【河海抄】の作られ方（相田）

<p>[73] 履中天皇二年始置執事四人執政類聚          [74] 蒼田天皇代平群木菟宿祢為摂政          ■ 卷七第十一 澤標 ■ 16 ↓ 職 15</p>	<p>【宰相中将權中納言になり給】          ◆ [75] 持統天皇御宇、始置中納言藤原朝道、          × [76] 大宝元年止之、為散位          × [77] 慶雲二年四月以粟田真人高向朝臣鷹阿部宿祢磨更為中納言          [78] 天平勝宝八年四月以藤原永平始為權中納言此殿<small>後員數定</small>          [79] 長和四年二月始置八人源経房加任權中納言          ■ 卷十第十七 玉鬘 ■ 15 ↓ 職 412</p>	<p>【少式にんはて、のほりなんとするに】          [80] 仁徳天皇四年始置諸国史<small>少式任限事</small>          [81] 仁明天皇承和元年七月勅諸国守介云以四年可為限、但陸奥出羽太宰府是云官国始自筑前等避在千里以五ヶ年可為任限也          [82] 天平十五年十月辛卯始置鎮西府          ◆ [83] 宝字二年九月丁丑始始以百廿日為交替程十月甲子国司以四年為任限<small>同史</small>          ◆ [84] 宝龜十一年、八月庚申太宰府任限増為五年          ■ 卷十九第三十三 東屋 ■ 3 ↓ 職 393</p>	<p>【かみのことは】          [85] 守子共是常陸介也          ▼ [86] 太守者、為親王置之、親王任時、不知吏務、仍以介為守、乃令勘吏務云々、</p>
<p>[75] 中納言藤原朝道   《兼》中納言藤原朝庭《無》中納言藤原朝庭<small>朝道</small></p>	<p>[78] 此殿   《真》《兼》此《無》此殿此          [79] 權中   《兼》中</p>	<p>[80] 仁徳天皇四年始置諸国史   《兼》仁徳天皇四年始置諸国史<small>少式任限事</small>          [81] 限也   《兼》限云々</p>	<p>[85] 是   《兼》是八          [86] 親王置之   《無》親王諸王置之          [87]   《兼》守八親王諸国任之太守といふ何介守代として国務をおこ          [88]   《兼》</p>

[87] 此故二今の介を守といふ歟

[88] 又当国守、凡人任時止大字只守に任する例もある也、

[89] 裏書云常陸上野兩國之外、親王不任、諸王ハ宮達御事也

■ 卷二十第卅六手習 ■ 85 ↓ 職 10 [90] · 13 [91]

【世中の一の所もなにも思侍らす】

◆ [90] 左大臣一上を一の所といふ歟或(又)一の人ともいふなり

▼ [91] 又執柄、蒙一座宣旨、故称一人又謂一所

なふゆへなり

[88] 字只守ー《無》字守

[89] 裏書云ー《兼》(ナシ)

[90] 左大臣ー《兼》大臣・歟或(又)一ー《真》《兼》或又一ー《無》

或一いふなりー《兼》云也

[91] 《兼》(ナシ)・蒙一座宣旨故ー《真》《昔》一座故